

令和4年白川町議会第3回定例会会議録（第3日）

1. 応招年月日 令和4年9月28日（水）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名者の指名
- 日程第2 一般質問
- 追加日程第1 議長辞職について
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長の辞職
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 日程第3 常任委員の選任
- 日程第4 議会運営委員の選任
- 日程第5 議会広報編集委員の選任
- 日程第6 閉会中における総務常任委員会の継続調査について
- 日程第7 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

3. 出席議員 1番 渡邊昌俊君、 2番 杉山哉史君、 3番 伊佐治優君、
4番 三戸勝徳君、 5番 田口守也君、 6番 佐伯好典君、
7番 梅田みつよ君、 8番 今井昌平君、 9番 藤井宏之君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	佐伯正貴君、	教育長	鈴木雅史君、
参事兼総務課長	安江章君、	企画課長	長尾弘巳君、
町民課長	今瀬恵美君、	保健福祉課長	三宅正仁君、
農林課長	藤井寿弘君、	林業専門官	河方勇一郎君、
建設環境課長	藤井充宏君、	教育課長	大岩裕樹君、
会計管理者	今井健吾君、		

6. 職務のために出席した者

事務局長	安江宏行君、	書記	田口直子君、
書記	今井寧菜君		

7. 会議の経過

（議長 9番 藤井 宏之君）

- 議長 皆さん、おはようございます。本日は令和4年第3回定例会の最終日となりました。議員各位、また、執行部各位の皆様方にはご参集いただきまして、誠にありがとうございました。今月発生しました台風14号、15号におきましては幸い白川町におきましては大きな災害もなかったわけですが、台風の

通り道のところの九州等は、本当に甚大な被害が広がりまして、本当に被災された皆様方には心よりお見舞いを申し上げます。また、昨日は安倍晋三元首相の国葬が政府によって執り行われました。賛否両論の中でありましたが、全国の地方議会の中には、中止反対を求める意見書などが採択された議会もあったということを知りましたが、私の家では、国旗を出しまして、黒幕をかけて1日、安部総理に対する敬意と弔意を掲げさせていただきました。冒頭、私事ではありますが、12日定例会初日にも申し上げましたが、お蔭様を持ちまして議長という職を1年間何とか本日まで続けることができました。その間におきましては、議員の皆さん、又、執行部の皆さん方のご協力、またご指導等の賜物と厚くお礼を申し上げます。以上をもちまして本日定例会の冒頭の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長 本日の会議中、CCNetによる中継録画及び広報担当職員による写真撮影を許可していますので、ご承知おきください。

○ 議長 ただ今の出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。

○ 議長 ただ今から、本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

○ 議長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

○ 議長 会議録署名者は白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、3番 伊佐治優君、4番 三戸勝徳君を指名します。

◇日程第2 一般質問

○ 議長 日程第2「一般質問」を行います。

今回の定例会には、6名の通告がありますので、通告順にこれを許します。

なお、一般質問については、申し合わせにより、今までの大項目ごとにまとめて質問する一括方式と小項目ごとに質問する一問一答方式の選択制としております。一括方式はこれまでどおり、質問回数は、一つの件名ごとに3回まで、制限時間は答弁を含め、1時間以内とします。一問一答方式は、質問回数に制限はなく制限時間は質問のみで、30分とし、執行部には反問権を認めております。また、再質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等はしないようお願いいたします。簡潔明瞭に質問・答弁されるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるよう、お願い申し上げます。

○ 議長 7番 梅田みつよ君。
(7番 梅田みつよ君)

○ 7番 皆さんおはようございます。質問に先立ちまして、昨日は安倍元首相の国葬儀が執り行われました。実施に伴います、国民の賛否はございましたが、どうぞ安らかなお旅立ちを祈っております。

通告に従いまして、議長より発言を許されましたので、質問に入らせていただきます。第1項目として、若者や子供たちが安心して生活できる町のために交通インフラについて質問します。現在、町の公共交通は、町のインフラとして大きな役割を担っています。現在も名古屋大学の加藤博和先生のご指導の下、協議と整備が進められ、運用に実績が生まれ発展を遂げてきました。これは住民の皆様の足を支える大きな柱となっています。これまで担当されてこられた役員や担当課の皆様方のご苦勞も感謝し御礼申し上げます。先日、公共交通の利用状況を踏まえ、ゾーンの利用料金の見直しが行われ、利用に一層期待がかかるところです。また、学校の統合に伴い、スクールバスの運行が整備されました。ドライバーさんの丁寧な安全運転と、児童生徒が元気に通う姿を目にするところです。話を町内保育園に移します。令和6年度末に蘇原保育園の閉園を予定しています。現在教育委員会からの説明会を経て、協議がなされていると思いますが、蘇原保育園については、閉園後は別の保育園を選択していただくこととなります。おそらく一番近いのが光の子保育園になろうかと思います。現在、光の子保育園バスは保護者の皆さんで運営を支えていただいている所ですが、存続について協議がなされていると伺っており、光の子保育園の場合ですと、バスを利用する園児が少ないので、維持にかかる負担を減らしてほしいという意見がある一方で、まだバスを利用したいという保護者が一定数おられます。その希望は2割を超え、新たな方法を模索し利用したい希望を入れると約3割を超えていると聞いています。町の公共交通という住民サービスは、住民の福祉の向上であるべきだと考えます。私は、この利用したい保護者の思いを少数だから我慢させて、失っていいということではないと思います。課題は、バスの存続維持には、今以上の負担増になるということが存続の検討のセットとなっています。その議論では、同じ費用のかかるバスを少人数で支えていくのは、どう考えても保護者の家計の負担になります。当然、自分で送迎している保護者の思いとしては、バスをなくして負担を減らしたいと思うと思います。もちろんそれも間違いではありませんし、否定するものでもありません。今回、その聞き取った内容はここで話すのは控えますが、私は、保護者が、それは町の目指す子育て支援なのか、ということを感じるのではないかと思います。なぜそういう議論になるかは、皆さんのご存知の通り、単純に子供の数が減ってきているからです。少人数で支えていかなければならないので、そういう結論に陥るのだと思います。結果的に諦めに近い判断になってしまっているのではないかと思います。日本全国では子供の数が減っており、本町も例外ではなく、子供の数は減少しています。それは分かっていたことですので、今は減ることに対してではなく、町内の保育を支えていく交通のインフラの仕組みを今

一度考える時期ではないでしょうか。そこで質問いたします。若者や保護者が、安心してこの町で子育てできる町になるため、若者が安心して働ける仕組みを維持するためには、保育園バスも公共交通の取り組みの中で考えていく方向性はないかがいます。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

○ 議長 教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

○ 教育課長 梅田議員からご質問のあった、保育園バスも公共交通の取り組みの中に考えていく方向性はないのか。について答弁いたします。はじめに、町内の保育園に通う園児の状況をお知らせします。5つの公立保育園の場合は、保護者や家族の方に徒歩、あるいは自家用車で送り迎えをいただいています。一方、光の子保育園では、今まで通園用バスを保護者会で維持管理され、運転業務を地域の方に依頼して運営が行われています。もう少し遡ってみると、園児数が多かった昭和から平成にかけて、公立保育園でも路線バス、濃飛バスですけれども通園バスとして利用していた時期があります。近年では、佐見地区と黒川地区で一部おでかけしらかわを通園バスとして利用していた実績もあります。その場合、運転手の他に、保護者や地域の方に同乗をお願いして、安全面での見守りをお願いしてきたところです。議員ご質問の保育園通園バスを公共交通で取り組むことにつきましては、保育園の通園時間帯はスクールバス業務と、地域デマンドバスで現在保有する車両と運転手が出払ってしまうため、保育園通園バスを走行させるためには、車両及び運転手の増員が必要となります。また、地域デマンドバスを保育園通園バスとしてご利用いただく場合は、予約の状況に左右されるため、同じ時間に同じ場所、同じルートでという利用が難しくなります。議員もご存じかと思いますが、静岡県牧之原市で、通園バスでの置き去り事故が発生しました。このような痛ましい事故が二度と起こらないよう、厚生労働省、文部科学省では全国の保育園・幼稚園・こども園等に対して通園バスの安全計画、危機管理マニュアルの点検・見直しを求めています。通園バスにあたっての安全管理としまして、運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと、子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施して、その内容を職員間で共有することに留意いただくこととあります。町内の公共交通でこのような対応に備えること、また、保育士が不足している中で、登園する園児を園で迎える人員に加えて、通園バスに同乗する人員を確保することは難しい状況にあります。町としましては、保育園通園バスを公共交通で取り組むのではなく、蘇原保育園の閉園にあわせて、自宅から通園される園までの距離に応じた燃料費支援などができない

かを検討していきたいと考えています。以上答弁とさせていただきます。

- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 7番 少人数になる保育園のバス、あるいは小・中学校のバス、これに費用対効果を求めるという議論はちょっと無理があると思いますので省いた上で、4つの点を再質問させていただきます。

1つ目、子育て支援少子化について、どう考えて仕組みを作っていくのかという点で見えていきますと、女性、あるいはお祝い金等また、燃料費の支援、そういった実質、経済的に助かるということですね、要は、お金を出せばいいということではないように思います。もちろんそういった支援があれば、暮らしは楽になりますけれども、それだけで、その保護者や、あるいは子供たちが心豊かに満たされるのかということに限らず、やはりそういうもので計れないものがあると思います。その計れないものの1つとして、やはり保護者の方々の生きがいや生きる充実感のことで。その点も見過ごしてはならないのではないのでしょうか。公共交通を整えるということは、これから子供たちがたくましく生きていくための投資であるという考え方ができないのでしょうか。

2つ目なんですけれども、今、車両がない、乗員がないということが課題になっておりましたが、それ以外に何か、この町の課題となっているという点についてあれば教えてください。

3つ目、保育教育と公共交通の協議というのは連動している、あるいはそういった協議が行われているのでしょうか。

4つ目、全町の園児を抱える保護者の方々に個別、あるいは保護者会で利用したい、あるいは保育園バスについてということで聞き取り調査というのは教育委員会の方で行われているのでしょうか、またその予定があれば教えてください。

- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。
(教育課長 大岩裕樹君)
- 教育課長 まず1つ目の子育て支援の仕組みを作るためにお金を出せばいいわけではなくて、保護者の生きがいや生きる充実を見逃してはいけないよというような形のご質問だったと思います。今回の分については保育園バスをどうするかっていう形のご質問だったと思いますので、それについて私の考えを述べさせていただきます。私も15年ほど前の事ですけれども、子どもが保育園に通っていたという時期がございます。保育園からは連絡帳をいただきまして、毎日ではなかったのかなというふうに思いますけれども、子どもの園での生活を把握していた記憶です。それに加えて、毎日の送り迎えをする中で、園での子どもの様子や体調を担当の保育士から聞いて家庭での子育て支援をしていたという形で

す。ですので、特に保育園の頃は、やはり子どもに寄り添って話を聞いてあげることが大切な時期ではないのかなというふうに思いまして、それが子育てに繋がっていくというふうに考えております。今の課題というふうにおっしゃった部分については、保育士が不足しているというのが今の課題なのかなというふうに思います。3番目の保育と公共交通の調整はしてあるのかというような形がありますが、今のところそのような調整はしておりません。あと、保護者の聞き取りをしているかというのが4点目だと思いますが、毎年4月にバスを利用するのかどうかを保護者に聞いて、利用を確認して今年は自家用車というような形で確認をしているという形になります。よろしく申し上げます。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。7番。

○ 7 番 3つの点について再質問させていただきます。今の保育教育、あるいは公共交通の会議とか協議が行われていないということなんですけれども、ぜひ、今後検討の中に入れていただきたいということを思いますが、いかがでしょうか。2つ目ですが、産休、育休のことなんです。今回、保護者というか若者世代については、今回の質問の通告内容ではないというふうに今言われたんですけども、私の中では、そういうふうでは無くてですね、保護者の方についてもですね、若い人の生活を支えていくという意味では今回それが通告内容に該当すると思っておりますので、続けて質問させていただきます。産休育休制度っていうのは産後、期間が決められておりまして、これはもちろん子どもに寄り添う大事な時期ということも思っておりますし、当然、保護者の方にとってもそれが子育てに対する充実感であるというふうに思っております。しかしですね、今若い人たちの中で経済的にですね、やっぱり仕事をしないとやっていけない時代に突入していると思います。若い世代の人たちの貧困とか、子どもの数が増えない理由の中には、やっぱり経済的に子供2人3人育てていけないんじゃないかという不安から、子育ての中で次の子ども次の子どもというところに踏み切れないという、そういった話も本当によく聞くところだと思いますし、現実的にこの日本の課題になっているというふうに思います。なので、産休育休が終わった後、しっかりとやっぱり働かなければやっていけないという時代になったことがですね、やはりその公共交通のインフラをどうするのかというところに直結していく問題になってくるんじゃないかと思います。仕事に行くときに送って行き、延長保育をするのかしないのかですけどもまた迎えをするということは、必然的にその時間に仕事はできなくなっていますのでそれがあ意味労働したい、働きたい人の生活を妨げているのではないかというふうに、思う訳です。というところで、そういったところに関して保護者の人生やキャリアの育成とかですねそういったところに関して、教育委員会として、思いを

はせて考えてもう一度検討していくっていう方向性はないのかというふうに、聞きたいと思います。

3つ目ですけども、本定例会で、初日に示されました町長所信表明の中で子どもは宝であるということがありました。これはもちろん町長のみならず私達議員も、町民もみんな同じ気持ちで、共通し、誰もがそう思っております。決して違う方向を見ているというものではありません。

街のインフラとして整備していく方向性がないとしたら、そこにちょっと矛盾を感じるところです。町長の目指す子育て支援という政策ってというのは、改めてどのような点に力を入れていかれるのか伺います。お願いします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長
(教育課長 大岩裕樹君)

○ 教育課長 まず1つ目のご質問に対する答弁であります。保育園児と公共交通との協議を検討してほしいということでしたので、その件については検討していくという形にしたいと思います。2つ目に、おっしゃられました、産休育休という中での保育という形になりますけども町内の保育園では朝8時から通常4時半までというのが通常保育で預かっている時間ですけども、保護者の都合もある方については、朝7時から夕方6時半の延長保育という形を実施しています。送迎いただける方の都合に合わせた形で保育をしておりますので、その時間の中でご希望があればご利用いただきたいなというふうに思っています。あと3つ目の子供は宝であるという部分については町長から答弁して頂きます。よろしくをお願いします。

○ 議 長 町長。
(町長 佐伯正貴君)

○ 町 長 私のマニフェスト、それから所信表明の中で、子供は宝であるという文言を入れさせていただきました。議員が先ほどおっしゃった通り、子どもを育てるのに、応援するための助成金を出したりとか、お金で支援をしたりするだけでは私はその宝というものを育てることにはならないと思っております。根本的に私が思いますには、子どもが宝ということ、町民の皆さんはもちろん、これだけ子どもが減ってくると、珍しくもありますし本当に宝物のように扱っていただきたいなという思いもありますし、一番思うのは子どもさんが成長され、大人になられそういった時に本当に今世の中を騒がしている犯罪を犯すような人間にならない事、そういう子どもさんを育てていくこと、大人にさせること、それが一番であろうと思っております。今の子育て支援という部分については、どちらかという子どものためと言うよりも、子どもを育てる親ごさんの生活のためのような支援になってきておりますけれども、そうでは無く、やはりこ

こ白川町で生まれ育ち、もしくは白川町へ来られ、ここで育てた子どもさんたちが将来どこかの町外の方へ就職をされたり、学校へ進学されたということはあろうかと思えますけれども、その時にも白川町のことをしっかりと忘れ、いつかは帰って来てくれるのが一番ベストではあると思えますけれども。そういった気持ちを醸成していくこと、それが一番大事ではないかなと思えます。どんな政策があるかは具体的にはまだ今のところ考えておりませんがそういった中で白川町の中で子育てがしていただけて、学校へ通われ、勉強され、大人になると、一番いいのかなというところで私の思いは子どもは宝であるというところを答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○ 議 長 次の質問に行ってください。

○ 7 番 今後ご検討をお願いして1つ目の質問を終わらせていただきます。

第2項目として、高齢になっても暮らしに優しいまちを目指すために、自治体の介護保険給付の制度について質問をいたします。健康寿命のランキングで日本の中で岐阜県は2016年のデータでは、男性約73歳で4位、女性約76歳で7位と上位を占めています。2060年には、男性は約84歳に、女性は約91歳になるというデータも出ています。まさに人生100年時代に突入しています。さて、本町の高齢化についても顕著な推移ですが、元気な高齢、ご高齢の皆様には、これからもますます元気でいただくために様々な生活や活動への支援が引き続きなされていくと思えますので質問には取り上げませんが健康福祉への取り組みというのは引き続き行っていないといけないものとして今年5月に入り再来年2024年の介護保険制度改正に向けて財務省は厚労省に対して、介護保険の圧迫を少なくするため、要支援はもとより、要介護1,2を軽度者として切り離しを要望し、それを地域のボランティアや民間への移行ということで目標に掲げておられます。また医療保険と同様に、所得に応じて介護保険1割負担から2,3割の負担を求めていく方向なども合わせて、介護保険制度の改正の協議のテーブルに上げられております。これはあくまで情報でございます。要支援、要介護認定の情報ですが、厚労省の公表では、介護保険事業状況報告というものがございまして令和4年1月分で、岐阜県は、要支援から要介護5までの認定者を10万6,604人というふうになっております。では、本町ではどのぐらいかと申しますと、介護認定を受けたという方は690人おられます。少し視野を広げまして加茂郡として考えてみますと、全体で3,121人です。これは、美濃加茂市と比較しますと、実は加茂郡の方が、認定者が1,000人も多い結果となっております。そして加茂郡の中で、白川町の認定者が占める割合というのは、22%というふうになっております。この町はですね、県内でも唯一の長寿町としてその先頭切って取り組み

を進めていくのが役割ではないかと思えます。本町は去年から開始した国保税20%の増税が段階的に進んでおります。そして今年度は年金の0.4%の引き下げがありました。そして、ロシアによるウクライナ侵攻の影響を受け、物価高騰もあります。この町がこの先転換期ということ、そして多忙であるということ、これを認識しておりますが、それでもこの課題を見て見ぬふりをするにはできない、迫りくる大きな課題だと認識しております。ここで私は、そういった方々の状況を理解する者の1人として質問をさせていただきたいと思えます。3つの点について質問をさせていただきます。

1つ目、近隣市町村の医療福祉関係施設というのは切っても切れないと言っても過言ではない状況の中で、先程話したように2024年から、制度の検討をされるのであれば、これは本町だけでなく、近隣市町村や医療機関や福祉事業所にとっても大きな課題となります。近隣市町村の高齢化率の高い自治体との協議やそういった議論というのは行われているのでしょうか、お伺いします。

2つ目、本町の有効な資源と豊富な人材を活用するために保健医療福祉は、より連携を強めて、町の福祉の向上に努めるも努めることが求められると思えます。町の医療機関、保健係、福祉事業所との連携協議会などを定期的を持って、情報共有と共通の課題に取り組みを始めるべきではないでしょうか。

3つ目少し長くなりますが、よろしくお願いたします。本町における介護対策、介護予防対策の中で、住宅改修工事や、保険適用の介護用品がありますが、この工事や購入に関わる費用は、最終的に1割ないし、所得に応じた割合で支払う償還払いというものがあります。これは、一旦購入者が全額支払って割合に応じて返還されるものです。これはですね、一度に支払う負担が家計に大きいのしかかり、利用控えもあり転倒や骨折などの事故に至るなど、高齢期には様々なハプニングがあります。そうしますと、結果的にその方の健康状態の悪化や、医療費の増大に繋がっています。そこで、受領委任払いという制度を導入してはいかがでしょうか。これは最初からご利用される方が1割ないし負担割合に応じた負担のみで済む制度です。現在、この制度を導入した自治体は、県内でも調べるとかなり多く存在します。私の調査に間違いがあれば先にお詫びいたしますが、調べたところによりますと、県内42市町村の中で、市で実施されていない市は高山市、下呂市、美濃加茂市です。加茂郡では、富加町、坂祝町、八百津町以外は実施していないと思えます。本町周囲の自治体は実施していないので目立ちませんでしたが、しかし、全体的に見て北の地域や過疎地域で、高齢化が進んでいる自治体ほど出遅れていると分析しました。国民の皆様の在宅介護生活の中で、制度によって、地域格差が出ているということではないでしょうか。先ほども説明したように、将来的には財政の調整や見

直しが行われますが、現行の制度において、この町においては、年金生活者が多く存在することもあり、できるだけ負担をなくし、健全にご自宅で暮らしを営み続けていただきたいと願うところです。私は町内のケアマネージャーの聞き取りを進めさせていただきました。これに関して、ケアマネージャーの中でも、この制度に大変大きな期待感があることがわかりました。町内に関係する福祉事業者にも聞き取りを行いました。この受領委任払いというのはスタンダードになっているということでございました。15年ほどのベテランの担当者からはわざわざ障害のある体を起こして大金をおろしにATMに行かれることがなく、財布の中から出していただける。また、入院費用を支払った後に続く自宅改修はとても負担で、この制度がある自治体では、スムーズな在宅生活を開始しているとのことでした。これは、本人、家族、事業所、医療機関、福祉事業所、健康寿命、執行機関全てがWinWinな状況になるという制度です。長くなりましたがそこで、高齢化の進む本町でも、この受領委任払いを取り組むご検討がないかお伺い致します。よろしく申し上げます。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

○ 保健福祉課長 それでは、7番、梅田議員の第2項目、高齢になっても暮らしに優しい町を目指すために、のご質問にお答えします。

1番目の、近隣の高齢化率の高い自治体との協議ということですが、高齢化率の高い町村が多い加茂郡を含むいくつかの範囲で、意見交換などの場が設けられています。まず、美濃加茂市と加茂郡の範囲では、加茂地域市町村在宅医療・介護連携推進等連絡会議があり、実質的な活動を推進する「かも丸ネット」を組織しています。メンバーである医療機関、社会福祉施設を代表する医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療職、社会福祉士やケアマネージャー等の福祉関係職員、保健所、各市町村包括支援センター職員等の行政職などの多職種による連携を図り、情報共有、意見交換や研修などの実施、地域住民への普及啓発に取り組みながら、医療介護の利用者が住み慣れた場所で安心して暮らし続けることを目的に、在宅医療・介護連携推進体制の構築に向けた取り組みをしています。つぎに、美濃加茂市、加茂郡に可児市と御嵩町を加えた範囲では、保健師による可茂地域保健業務連絡協議会が組織され、6部会の中の包括・介護予防部会では、介護予防教室やサロンなどの介護予防に関する意見交換や研修会を実施しています。また、高齢とは少し離れますが、加茂医師会、可児医師会を主に可茂消防、保健所、可茂地域市町村で可茂地域医療・救急対策協議会も組織されており、可茂地域医療体制の強化や救急医療に関する事項等について意見交換する場も設けられています。そのほかに、白川町と東白川

村の間では主任ケアマネによる意見交換も年2、3回は行っています。

2番目、町内の医療と福祉、保健の連携ということですが、医療と福祉、行政が意見交換する場として、会議の目的はそれぞれ違いますが、国民健康保険・介護保険の運営協議会のほかに、地域の高齢者に関する課題を明確化し、その解決に向けたサービス資源開発や地域づくり、さらに政策形成につなげ、地域包括ケアを推進するための地域ケア会議は、いくつかの会議を組織しています。地域ケア会議の中でも訪問看護師もメンバーとなっている地区連携会議は町内4地区で奇数月に、医師もメンバーとなっている在宅医療介護多職種連携研修会と地域包括ケア会議は年1回開催しています。そのほかにも福祉関係者が中心になりますが、偶数月にはケアマネ連携会議、コロナ感染症が広まってからは、必要に応じて感染症対応に関する介護事業所の連絡会議も開催しています。いずれの会議におきましても保健福祉課は、各係が連携して対応しています。また、保険事業においては、看護師、事務者による会議になりますが、白川町医療機関委託事業に関する連携会議を開催し、必要に応じて医療機関を訪問、医師へ説明し意見をいただくとともに、実施の方法等について相談させていただいています。この2年ほどは、コロナウイルス感染症の影響もあり、開催や内容が十分でない会議もあり、今後、これらの会議が有効に機能するよう努めていきたいと考えています。

3番目の、介護保険の福祉用具購入費、住宅改修費に対する受領委任払い、利用者の自己負担分を除いた保険給付額を町から業者へ直接支払う制度は、保険給付の支払が原則「償還払い」とされていることから、現在、本町では導入しておりません。県内の状況ですが、岐阜県内の市町村においては、半数以上の市町村において、両方またはどちらか一方の受領委任払いを導入しており、加茂郡においても近年導入する自治体が増える傾向にあります。このような状況をふまえ、実施市町村の状況を参考に利用者の利便性を考慮し、本町にあった導入を検討していきたいと考えています。以上答弁とさせていただきます。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。7番。
- 7 番 2点について、再質問させていただきます。加茂郡とまた可児市、美濃加茂市、そういったところで意見交換がいろんな協議会を通じて行われているということでしたが、その中ではどのような意見が出て、どのような方向性が示されているのかということ伺いたしたいと思います。もう1つは、かも丸ネットでございますが、非常に、かも丸ネットの活動が低迷化しているということがあると思います。私もこのかも丸ネットというものを、実際にいつも耳にしたり、あるいは書類など拝見させていただくんですけども、なかなか運用に効果が見られていないというふうに考えております。このかも丸ネットの

活動についても、今後の見通しがあれば教えてください。

- 議長 質問は終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。
(保健福祉課長 三宅正仁君)
- 保健福祉課長 まず1つ目の各会議の意見の内容ということですが、全ての会議に私も出ていたわけではないので、その内容についてはそれぞれの場でということですが、それぞれ、その時にあった課題についての協議ということになってくると思います。最近私が出た中では、どちらかという医療関係の会議になりますけどもそちらの方では、今の救急医療の関係ですね、24時間体制の一応救急医療の今後の課題であったりとか、そういった形の中の意見交換というか、どちらかという説明になると思いますけども、そのような会議があったというような状況です。あと、かも丸ネットの方向性ですが、ここも一つの市町村ではなくて、いろんな市町村の中でいろんな活動を決めていくというところで、今年からですかね、今までは、一括して美濃加茂市が中心になってやったと思いますけども、各地域で担当者を決めて地域の各担当者が主体になって、そういった活動をしていくようにという少し方向性を変えていると思います。そこについては、まだ効果とかは見えてないと思いますけども、そういった取り組みの仕方も変えているところもありますので、そこら辺の今後の状況を確認しながら、もし積極的に活動ができないということであれば、またいろんな形で相談をさせていただければというふうに思います。
- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。7番
- 7番 再質問ではございませんけれども、包括支援センターの皆様方も大変苦労の中、今現状この町の介護福祉、あるいは保健事業に取り組んでいただいております。また今後ますます、かも丸ネットの運用なども含めまして、意見交換、そして、この町の高齢の皆様方が元気で安心して暮らしていただけるために、またいいことをたくさん思いついてやっていただきたいと思います。前向きなご検討をお願いして、質問を終わらせていただきます。
- 議長 7番 梅田みつよ君の質問を終わります。
次に、2番 杉山哉史君。
(2番 杉山哉史君)
- 2番 議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。まずもって、佐伯町長には、このたびの無投票当選による町長ご就任おめでとうございます。私は同級生として、また、共に長年、町職員として勤てきた仲間としても心より嬉しく思っております。一方で今後、課題が山積する町政の舵取りには、何かとご苦労も多いことと思います。町長には、長年の行政経験を最大限に生かし、強い行動力とリーダーシップによる町政の運営に期待するところ

でございます。お互い立場は違いますが、同じ方向性を持って協調し、時には意見を戦わせながら、白川町の維持発展に向けて力を尽くしていければと思っております。町長は、立候補にあたり多項目にわたるマニフェストを作成しておられますし、本定例会の冒頭には所信の一端を述べられました。その内容を参考に、町長の施政方針について3点質問いたします。

まず、1点目、財政運営についてでございます。本町の今年度の予算規模は、一般会計で約61億円。そのうち町税は約9億5,000万円で15%、地方交付税が約25億円で40%を占めています。今後も人口減少・少子高齢化が進み、町税収入は更に少なくなり、交付税への依存度が高くなっていくことが予想されます。そのような中、本町では今後、新庁舎の建設、施設一体型の小中学校建設と、久々の大型施設建設事業が続き、その事業費は合わせて50億円近くが見込まれています。財源には、多くの補助金は望めず、基金や町債の発行により賄わざるを得ないと思われ、将来にわたる財政運営への影響を心配するところです。現在の町の財政状況に対する認識、建設事業が将来の財政運営に及ぼす影響と将来的な財政運営の見通しについて、町長のお考えを伺います。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

○ 町長 それでは、激励の言葉をいただきまして誠にありがとうございます。まず1問目の質問に答弁させていただきます。本定例会で認定いただきました令和3年度決算でございますが、一般会計の実質収支は3億9,000万円ほどとなり、健全な財政運営に対し、議会からも評価をいただいたところでございます。質問にございます新庁舎、学校建設に対しては、それぞれ基金として準備しているところですが、庁舎には2億5,000万円を、学校には1億円の積み立てを行わせていただきました。今後の財政運営についてでございますが、第6次総合計画では令和10年までの財政見通しを作成しております。これには新庁舎、学校建設に係る費用の反映はしておりませんが、将来的に想定されます人口減少、高齢化から考慮すると税収については減少するものと思われ、議員ご指摘のとおり、町の歳入の構成は半分以上が地方交付税と町税ですので、税収の減少が全体の事業にも影響することは否めません。また、地方交付税については、平成の大合併当時、合併しないと相当な減額があるとの情報もありましたが、現実には財政運営に支障を来すほどの改革はされませんでした。今後、国のコロナ対策に要した費用の影響等により楽観視はできませんが、急激な変更はないものと思います。先程、新庁舎、学校建設に係る基金の話をしました。町の財政を説明する中でよく出てきますのが、基金、いわゆる町の貯

金と、町債、町の借金の状況ですので、少し説明させていただきます。現在、基金の積立額は31億円余り、町債の残高は77億円ほどとなっています。これは簡易水道特別会計も含めてでございます。こう聞くと借入のほうが多く、心配になるかもしれませんが、町が行う借り入れには、国の制度で地方交付税として補てんされるものがあり、本町では、ほぼその制度を活用して事業を行っています。これを考慮すると77億円の町債のうち26億円ほどが町の負担となり、基金残高のほうが多いこととなります。ここで、平成の大合併当時と現在を比較してみますと、平成16年の基金残高は9億円余り、町債の残高は106億円ほどでしたので、この18年ほどで22億円の貯金をし、29億円の借金を減らしたことになります。ご心配いただいております今後の新庁舎、学校建設に係る財源については、多額の国や県補助金が見込まれない状況です。町債が大きなウェートを占めることは致し方ないですが、どちらの施設も将来にわたり町民の皆さんが使用していくものであり、この先暮らしていく方々にも相応の負担はお願いすべきものであると考えております。現在の計画では、町債の返済期間が25年と長く、単年度の負担は1億円程度ではないかと考えます。決して少ない負担ではありませんが、全事業について新たな財源を探し、事業の見直しも行いながら財政運営にあたりたいと考えています。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。2番
- 2 番 合併が破綻した平成16年当時と、現在の基金、町債の残高の説明を聞きまして、ずいぶんこの18年間で改善してきたんだなということを実感いたしました。これまでの執行部のご努力に、敬意を表するものです。そういう中で、いくらぐらいという説明はありませんでしたけれども、今後、町債の発行はやむを得ないということですが、その返済についても町の方針であるその後、1億円程度の返済が増えても、その後返済を上回る借金をしないという方針であれば、また徐々に財政の改善もしていけるのかなと少し安心をしたところです。質問の中にですね、将来にわたる財政運営の影響を心配しているという話をしましたけども、財政運営に対して心配なんですけども財政運営で何が心配かということ、町民の生活に直接影響はないかということところが、町民にとっては一番心配なのではないかと思いますが、今後庁舎建設、学校建設のみならず財政運営は厳しいものだと思いますので、町民も直接の生活に対して負担増でありますとか、今までのサービスの減少、そういったことはないように運営していかれるという町長の思いをお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。
- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長。
(町長 佐伯正貴君)
- 町 長 ありがとうございます。先ほど説明の中でも申し上げましたが、人口は減っ

てくる。高齢化が進んでくる。これはほとんどの方が認識の状態かと思います。その中で税収もおそらく増えるということは考えにくいので、これも減ってくるだろうと思いますが、そういった中で進めていく今の公共事業、公共サービスですけれども、なかなかこれから新しいものを作ったりですとか、そういったことが難しいのかなとは思いますが。今までも町の一般財源プラス国の補助事業であったり、県の補助事業であったりといただきながら、一般会計の金額も60億という金額に膨らませて事業をやっておりますけれども、近隣の町村の中では一般会計の方も大変多い額の中での仕事をしております。これは職員がいろんな事業を見つけながら仕事をしてきた成果だろうと思っておりますけれども、そういった中で、特に公共交通ですとかそういったところについては、サービスをすればするほど便利にはなりますが、お金はもちろん掛かってまいりますし、特にその後心配なのが福祉の関係の費用で、こちらの方もおそらくこれから高齢化が進み、今の一番の団塊の世代の人口が多いところは、72歳から74歳でしょうかそちらの方が、これから何年かするとさらに上の方の歳に上がってまいりますので、そういったところでどのような費用がかかるかというのはなかなか想定できませんけれども、本当に一番大事なのは町民の皆さんが安心して心配なく暮らせることだとは思っております。そういった中で、少しだけ、これだけどうしようもないかなと思っておるところが1つありまして、簡易水道の部分です。こちらの方は、ほぼ全域、全ての方が簡易水道を利用され、可能な状態になってはいますが、いかに通水してから、かなりの年数が経っているところもありまして、今もあちこち漏水でご迷惑をおかけしておりますけれども、おそらくここ何年か後には、かなりの手を入れていく必要があるかなと思っております。水道料金はしばらく触れずにきておりますけれども、これから水道の会計が企業会計という会計になってまいりますので、その中で運営するにはどうしても水道料金ということに少し触れる必要があらうかなと思います。そういったところで、今の負担よりも少し増えるところもあるかと思っておりますけれども、極力住民の方の負担は増えないように進めていきたいとは考えておりますが、それには今ある財源以外のところで何か財源がないか見つければ一番いいです。ふるさと納税で本当に1年間に2億も3億も入ってくるような状況であれば一番ベストですが、なかなかそれもすぐには難しいですが、これからいろんな情報を得ながらそういった財源を探すことと、必要でない部分の処分、特に町で持っております、遊休施設等の処分をこれから考えていかなければなりませんし、そういった中でいろんなところで財源を考えながら極力、町民の皆さんの生活は守っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。2番
- 2 番 大変厳しい財政運営になっていくんだろうなということを感じましたが、町民にとっても適正な負担が必要ですので、適正な負担とサービスの低下を招かないような現状維持に努めていただければと思います。

2点目の質問に移ります。2点目は医療福祉対策についてです。今後ますます高齢者、高齢者が増加する本町にとって、身近に利用できる医療福祉体制は必要不可欠であります。本町の医療および福祉施設は全て民間法人によって運営されていますが、安定的な医療福祉の提供には、行政を含めた3者の連携と行政による財政的な支援が欠かせません。これまで福祉施設については、町による施設整備や補助金の交付が行われ、比較的關係機関との連携も取られていました。一方で、医療機関との連携については、十分であったとは言えないのではないのでしょうか。公立の医療機関を持たない本町においては、現存する医療機関の維持、運営に対する一層の連携と支援、さらには医療福祉機関と行政が一体となった医療福祉体制の整備が必要であると考えますが町長はいかがお考えでしょうか。

- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長。
(町長 佐伯正貴君)
- 町 長 杉山議員には町職員として保健福祉課長2年余りの経験をお持ちですので、私よりも医療福祉の実情はお詳しいかと思えます。施政方針でも述べました通り、病院のない町にしてはならないと思えますし、医療機関の皆様にはコロナワクチン接種の対応について、本当に順調に進めていただきまして、感謝をいたしております。私も職員時代に保健福祉課に在籍したことがございます。福祉の担当部署であったせいかもしれませんけれども、福祉機関との間では連携会議などもありましてその動きもあったように思いますけれども、係長の役職でございましたので、その役職としての医療機関との情報共有の動きというものは国保、介護、以外にはあまりなかったように思います。医療福祉の分野というのは、町民の誰もが世話になる可能性があります。安心してこの街で暮らしていく上では、医療福祉対策は必要不可欠な政策であると考えております。今現在どのような対応ができるかは、お答えするにはまだ至っておりませんが、まずは、現状課題等をお聞きしながら、医療、特に今まで情報連携の薄かった部分のところと福祉の3者を含めて連携を図りながら町として、今後行うべきものについての検討をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。
- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。2番
- 2 番 質問の中で、医療機関との連携については十分であったとは言えないという

ことを申し上げましたけども、私も現場の担当をしておりましたけども、現場では、ある程度、先ほどの梅田議員の答弁にもあったように、ある程度の連携がとられていると思いますが、医療機関では、やはり現場だけではなんともならない医療福祉機関共に人員の確保であるとか、こういった過疎の比較的経費の余分にかかる地域の中で医療福祉機関の運営の財政的な面であるとか、そういった課題を抱えていると思います。今まで、現場はともかくとして、トップのそういった意見交換というのが十分なされてなかったのではないかなという意味で申し上げたんですけども、ぜひとも町長には、今後医療福祉機関ともトップとの連携を十分して、民間施設とともに維持していくという方向性を共に協議して持っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

○ 町 長 はい、先程の連携があるというのは、確かに町の行政上の連携であって、実際に病院のない町にしてはならない部分の町内の医療機関の今後の存続に関わるところについての実際の話というのは、なかなか行政の職員レベルでは難しいかなと思いますので、これからいろんなことでお願いしたいなと思います。今後も10月から白川病院の病院バスは完全に地域公共交通の方に移行ということで、これからそういった中でも連携を進めてまいりますけれども、お互いにそういったところで連携をしながら、今までかかっていた経費の縮減であったりですとか、これからの事業の拡大であったりですとか、そういったところで支援が必要かという部分にはなかなか事務者レベルでは話がしにくいところもあるかと思っておりますので、これからいろんなところで出会ってお話をする機会を設けながら、そういった実情といいますか、実際の細かい部分でのお話を聞いて、その中で応援できる部分についての検討をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。2番

○ 2 番 答弁でおっしゃった通り、よろしくお話をしたいと思っております。

3点目の質問に移ります。3点目は、農業、特に茶業、林業振興についてでございます。本町の主要産業・特産品と言われる白川茶と東濃ひのきですが、価格の低迷や後継者不足をはじめ課題は山積しています。白川茶については、毎年その生産量、販売額共に減少傾向が続いています。これまで茶生産農家と加工組合への支援や海外・国内に向けた販路拡大対策を行ってまいりましたが、なかなか効果が表れていないのが現状です。町長は、所信表明で茶農家に係る部分が深刻であると述べておられますが、私も正にそのとおりで、生産と加工に係る体制の整備が急務であると考えます。茶生産農家が減少し煎茶の需要が低

迷っている今、生葉生産量の減少はやむを得ないと思いますが、高級茶「味と香りの白川茶」の名声を維持するために、最低限近年整備された茶園の維持と、耐用年数を迎えている加工施設の再編について、町が中心となって進めていく必要があると思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。また、林業では、森林の経営意欲や関心がない所有者や、境界が不明確な森林が増えています。また、本町は広大な森林規模の割には、森林組合をはじめとする林業事業体が脆弱であると思います。町の貴重な財産である森林を適正に管理し、町の基幹産業として維持していくためには、森林所有者に対する働きかけと林業事業体の強化が必要であると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

○ 町 長 それでは、3項目目のお答えをいたします。私が町長に就任して1か月が経過しました。この間、様々な方とお会いし、報道機関の取材も受けてまいりました。白川町をご存知の方は、「白川町はお茶とヒノキで有名ですね」と言われます。また、初めての方には「白川町の主要産業は何ですか」と聞かれます。当たり前のように、初夏には町内いたるところでお茶摘みがされ、木材市場には山のように木材が搬出される。そんな時代がありました。その白川町の2大主要産業が非常に厳しい状況となっております。ここ数年、様々な施策を展開し検討を重ねてまいりましたが、未だこれと言った打開策は見つかってはおりません。白川茶については、質問にございましたように、茶農家の存続に係る部分が非常に深刻となってきました。売れていかないから作らないということは一因としてあるとは思いますが、高齢化や後継者の問題が大きいと思います。町内の組合等においても、施設の更新、大規模な修繕が必要になるタイミングで廃止となることは十分考えられます。条件的に厳しい茶園の管理も、今後ますます難しくなると思いますが、乗用機械が利用できる整備された茶園は何とか維持し、加工施設の今後についても検討を重ねてまいりたいと思っております。また、販路の開拓についても、引き続き情報収集を行い、茶葉の活用を含め行ってまいります。

木材価格については、一時期高騰していた木材価格でしたが、建築関係者のお話では相当な在庫を抱える状況となっており、安定した需給の仕組みが今後必要であると感じます。昨日、岐阜県木材協同組合連合会が事務局となり、「白川LSCシステム推進協議会」が開催されました。加子母、東白川、白川の白川流域で、川上組織として森林組合、市場、川中組織として製材業者、製品流通組合など、川下組織として建築協同組合を位置付け、安定的な原木供給や価格の設定を行い、それぞれの事業者がよりよい関係を築き、山元への利

益還元を図ろうとするものです。こういった動きの中で、林業事業体の役割は重要であると認識していますし、本町におきましては、所有面積の小さな森林所有者が多い本町の林業を考えたとき、林業事業体が働きかけなければ動きがないと考えますので、共に進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。2番
- 2 番 課題の認識については共通しているのかなと思いますけど、もし、もう少し具体的な町長のお考えがあればお聞きしたいと思いますけど、まずお茶については先程の話があったように、生産農家は、後継者不足でなかなか生産が維持していけない、減ってきておるのが現状です。整備した乗用機械の入る茶園ぐらいは維持していきたいという話をしましたけども、それすら難しい状況ですがそういった生産体制について、具体的に何かお考えがあるのか、また、茶園が減っていく中で、栽培されなくなった茶園が放置されますと非常に環境に悪い状況、お茶が伸び放題という状況は景観的にも環境的にも心配される場所ですけども、そういったものの対策についてお考えがあるか、それから、加工部門については、解散される組合も出てきておるところですけども、機械の老朽化が進むにつれて現在町として、将来的な加工体制について具体的な見通しを考えておられるのかどうか。また、林業については、毎回出ることですけども、事業体の強化と人員確保について具体的な対策はあるのかどうか、以上についてお聞きしたいと思います。
- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長。
(町長 佐伯正貴君)
- 町 長 今のところまだ具体的にというところはございませんけれども、かねてから茶業振興会等で各組合さん構成員さんの中で今の特に茶工場の統合等について話はなされてきたようでございますけれども、私も町長になるまではあまり深く関わっておりませんでしたので、この前1回目の会議があつて顔を出させていただきましたけれども、その中で、もう既に辞められて行く予定のある広野と切井のお茶組合では茶工場はもう動かさないという方針を出されているようです。そういった中で、今のお茶の生産をされておるところについてはそれぞれ個人ごとに持っていくように手配をされておるようでございますけれども、まだ具体的にどこそこの加工の機会を専門にどこどこが使うというような案は今のところ持ち合わせておりませんけれども、すぐ季節が巡ってきてまた春はやってまいりますので、早急に考える必要はあるかなと思っております。それから茶園の手入れをしない部分のこれからのお話ですけれども、茶園の転換補助金というのも実は制度は作ってはおりますが、なかなかそれも動いていないというのが実情でございます。実際にそのときの意見の中でもその転換後の

栽培する野菜の品目がある程度絞ったらどうかというようなお話もいただいておりますが、なかなか今その打開策もできていない状況です。既に放置されて、山なのか畑のかわからないようなところもあると思いますけれども、なかなか七宗でやってこられました三連番茶のようなものもあれからあまり話を聞いておりませんし、これからの活動というのも非常に難しいかなとは思っておりますが、今はまだ具体的なものというのとは考えてはおりません。それから加工部門については今お話をした通りでございます。これから茶業振興会の中でも進めていかなければいけませんけれども、議員のご指摘の町が主導でという部分は、おそらく一番おっしゃりたいところであろうと思います。本当に皆さんの意見を受け取るだけでは進んでいかないかもしれませんので、ある程度の案を出しながら進めていく必要があらうかとは思いますが、いかんせんどうしても実際にやられるのは、茶農家さんというところで、この方々がどれだけの支援をしようが、やっていけるだけのマンパワーであったり、余力がなければ、勧めに行くのは難しいかなと思います。本当に一番いいのは全てのお茶のある程度の部分を民間の企業等が一括で管理をされるような事ができれば一番いいかなと思いますが、なかなかそんなこともすぐにはできないと思いますので、これからのところで少しいろんな情報も入れながら検討していきたいなと思います。

それから林業の事業体の部分ですが、本当に今までもいろんなご意見をいただきながら事業体については少しテコ入れをする必要があらうかなと思います。職員の体制で、職員の中に町から出向させればというような意見もございましたけれども、今すぐその中の体制を変えていくのは難しいかもしれませんけれども、とにかく一番の事業体の部分というところが頑張っていただかない限りはどれだけ町が山元や、山主、山の事業者、個々にみえます事業家にお話をしてもなかなか進んでいかないというところがあるかと思いますが。そういったところの話も、まだ直接お話をしておりませんので、少し話をしながら直接話をした中で、何ができるか何をしなければいけないかどんな指導をしなければいけないかというところの少し整理をしながら進めていきたいなと思っております。どうしても先ほどの協議会もそうですが、事業体がやっぱりしっかりしないことには進んでいかないというところがありますのでそちらの方のテコ入れをこれからも進めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。2番。

○ 2 番 ありがとうございます。同じような繰り返しになりますけれども、特にお茶の生産加工体制については、先ほど町長の答弁にもありましたように白川茶の

一番中心的な組合であった広野が解散されたということでございます。その後は個人の対応でということですがこういう状況になるまで本当に広域的な組合間をまたいだ対応ができなかったというのは非常に残念でありますし、そういう状況の中で、私の地元の組合についても、将来的な相続が心配されるところです。今具体的な案はないということですが、なかなかじっくりと考えている余裕もない、早急に取り組まなければならない課題ではないかと思えます。難しいことであることは承知をしておりますけれども、町長あるいは行政の強力なリーダーシップで現場との協議を進めて、早急な対応していただきたいと思えます。もし、そういった事に対して、町長の思いがあればもう一度聞きますし、なければこれで質問を終わらせていただきます。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

○ 町長 特にお茶の部分については、私も副町長、その前の総務課長の時代からずっと課題にはなっておったのは重々承知はしておりますし、多分何もしておらんわけではありませんが、本当に1年経つごとに、茶農家さんも1歳年をとるといのは間違いないことですので、早急に対応を図るように担当課と共に検討していきます。よろしくをお願いします。

○ 議長 2番 杉山哉史君の質問を終わります。

次に、4番 三戸勝徳君。

(4番 三戸勝徳君)

○ 4番 それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。佐伯町政がスタートし、新町長とともにすべての職員が、新たな思いでそれぞれの職務に邁進されているものと思えます。現在問題があるわけではありませんが、今回はこうした節目の時だからこそ、職員一同が今一度気を引き締め、管理に努めていただきたく、特に管理職の方にはコンプライアンスの徹底やリスクその思いを込めまして質問をさせていただきます。我々議員も議会基本条例に則り、自らを律し町民の付託に応えられる議会づくりに全力で取り組む決意を致しておりますので、立場は異なりますが町民のためにもともに尽力してまいりましょう。

まず、支払い事務についてお尋ねいたします。本年4月に山口県阿武町で誤振込騒動が発生しました。しかし、その後次々と報道された持続化給付金の組織的不正受給問題などにより、今ではこの問題はすっかり世間から忘れ去られてしまったような気がします。しかし、コロナ給付金の誤送金は2020年以降、阿武町以外の自治体でも複数ありました。また、他の給付等でも同じようなミスで誤送金された事例もあるようです。これらの誤りの原因は、職員が手

作業でデータ入力した際、振込口座を間違えたり世帯構成変更の未確認による記入ミスにより過不給付となったり、金融機関に送るデータを誤って2回送ったことによる二重給付などです。またこれとは別に取引業者等への振込に対しても、振込先や金額の間違いがあつた例はそれなりに発生しているようです。これらの事案は、確認漏れやチェック機能の甘さといったことが大きな要因として考えられます。幸い本町では、大きな問題となるような事例は発生しておりませんが、対岸の火事ではなく、危機感を持って業務にあたらなければならないと考えます。そこで、まず本町の支払事務の現況についてと、他の自治体で起きたこうした問題を教訓に、どのような対応がなされてきたのかをお聞きいたします。

- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。会計管理者。
(会計管理者 今井健吾君)
- 会計管理者 ただいまの4番三戸議員の質問に対し、私からは会計室の支払い事務について答弁いたします。春に起きた、山口県阿武町での誤振込による騒動は、和解が成立し一応の解決を迎えたような感じがしています。現在も報道等で当時の役場のミスが報じられていますが、実際のところの詳細の経緯を把握する事はできませんので、他町の事務について見解を述べることはご遠慮させていただき、当町の会計室の事務についてご紹介させていただきます。当町の会計室では職員2人体制で、日々の収入や支出の事務、それに伴う日計や月計、年度の決算、証券や印紙などの管理を主に執り行っております。またその他に内部的な仕事して物品などの管理や職員の年末調整などを行っております。ここで重要な仕事の一つである日々の支払いの流れを簡単にご説明します。まず、請求書などの支払いの関係書類を予算執行する担当課において整理して伝票を起票し、複数のチェックを受けて決裁後、会計室へ支払い依頼がまいります。それを取りまとめして電算システムを利用し、主に月3回の総合振込日に整理して支払いをおこなっております。日々の収入や支払処理に携わるのは、職員2名のほかに指定金融機関である、めぐみの農協からの派出職員をあわせた3名で行っております。相互チェックを行い、支払い先や、金額、小切手振出しによる総額のチェックなど2重、3重の確認のあと、振り込まれるものでございます。また、毎月の監査員の検査において現金残高なども確認していただいております。さて、議員が心配しておられるように当町でも他市町村と同様のミスが起きないかという点でございますが、説明のとおり2重振込にならないよう処理を行っておりますのでご安心ください。しかし、人が行うことにミスが起きないとは言い切れませんし、実際小さなミスは起きるものでございます。その都度、再度起きないように確認処理を

強化し、大きなミスにつながらないようにしているところです。このように皆様からお預かりしている大切なお金を管理、運用していますのでご理解ご協力よろしくお願いします。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。4番。

○ 4 番 しっかりとチェックをされている。また、管理体制も万全という答弁をいただきましたので特段、再質問はしませんが、今の答弁にありましたように、やはり人のやることですので小さなミスが発生することは致し方ない部分があるんですが、やはりこうした小さなミスが発生したときにそれを看過せず、やはりしっかりと検証して、そして次にまた同じことが起こらないようにしていく。これが一番大事なことだと思います。そうしたことを甘く見ていると大きな取り返しのつかない問題になるということにもなりますので、ぜひ今後も引き続きよろしくお願いします。次に移ります。

続いて、税、公金等の支払事務についてお聞きします。先ほどの誤送金問題とは別に、公金等の収納に対してのミス事例の一部ですが、介護保険料等を年金から天引きする際に、システム処理の誤りで徴収漏れがあったり、まったく徴収できなかったという事案も他の自治体で発生しております。これも、やはり最終的な原因は思い込みや確認不足であり、そのために多くの時間と労力を割かなければならず、信頼回復には大きなエネルギーを費やすこととなります。さらに、こうした問題を悪用し、高齢者に対する還付金詐欺と言ったことも懸念されます。そこで、本町の税・公金等の収納事務の現況についてと、こうしたことが起きないように、どのような取組みをされているのかをお聞きいたします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町民課長。

(町民課長 今瀬恵美君)

○ 町民課長 三戸議員のご質問に対し、税金等の収納事務について答弁させていただきます。ご質問の中に、他町村での年金特別徴収の徴収漏れのお話がありましたので、本町での事務の流れについて簡単に説明させていただきます。現在、町県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料が、対象となる方の年金から天引きされています。天引きする税額等の情報は、基幹システムにてデータを作成し、岐阜県国民健康保険団体連合会やエルタックスシステムを経由して公的年金の支払者へデータが送られています。他町村で起こった年金天引きの徴収漏れは、このデータ送信が何らかの理由でなされなかったかと推察できますが、本町では天引きしている税、料のそれぞれの担当者、基幹システムを提供している岐阜県市町村行政情報センターの担当者等でチェック作業を行いながら、漏れの少ないよう事務を行っておりますの

で、よろしくお願ひいたします。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。4番。
- 4 番 続けて関連しての質問でございますが、行政機関や金融機関の窓口における収納の他、口座振替やコンビニペイ、クレジット納付など、収納チャネルの多様化が必要と考えます。選択肢が増えることにより、納付者の利便性向上とともに、期限内納付率の向上により、滞納率の低減にも繋がると考えられます。さらに、ひと度、滞納が発生すると、納付者への督促が必要となり、場合によっては実情調査等も行わなければならない、この観点からも、収納チャネルの多様化は、その効率化にも寄与するものと考えます。ただし、多様化を行うことで、場合によっては初期導入費用や維持管理費が発生したり、限られた人員の中、選択肢を増やすことにより、消し込みや会計業務が煩雑になることも考えられます。そこで、これらを総合して、この提案に対しての考えをお聞かせください。
- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町民課長。
(町民課長 今瀬恵美君)
- 町民課長 税金等の納付方法についてですが、現在は、納付書を使っての納付、口座振替での納付、年金からあらかじめ天引きする年金特別徴収の方法があります。その中で、納付書による納付については、金融機関での現金納付のほか、コンビニエンスストアでの納付、スマートフォンからのキャッシュレス決済も行うことができます。平成28年から順次、各税金の当初納税通知書にコンビニ決済用のバーコードを印字しており、平成31年度からは、同じバーコードを利用して、Pay B、Pay Pay、LINE Pay、ゆうちょPayなどからの納付も可能となっています。今年度からは、NTTドコモのd払いにも対応しており、コンビニ納付やキャッシュレス決済による納付件数、収納額は、年々増加傾向にあります。今後キャッシュレス決済サービスを追加しても、すでにコンビニ収納に対応しているため、システム改修等の初期導入費用は発生しませんし、維持管理費についても大幅な増額はないかと思ひます。また、令和5年度からは、共通納税システムの税目拡大が行われ、納税通知書にQRコードを印字することにより、まずは固定資産税と軽自動車税について、エルタックスシステムを経由して納税することができます。この共通納税システムを使った納税の際には、クレジットカードなどの決済も可能となります。三戸議員が懸念されている、納付方法の多様化に伴い業務が煩雑にならないかという点については、収納件数が増えても消込データはまとめて送信されてくるため、作業量が増えることはありません。このように年々、納付機会の多様化をすすめており、今後も納税者の利便性

と納付率の向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。4番。

○ 4 番 はい、現状、コンビニ納付とか、スマホ決済ということも行われておりますし、また来年度からは限定的ですが、クレジットカードでの決済も可能になるという答弁でした。多様化が進んでいるということはよくわかります。若い方々に対してはですね、やはり、時代に即した方法を取り入れるということが大切だと思いますけども、一方で、高齢者をはじめ多くの方々は口座振替いわゆる通帳からの引き落としというものが多いのではないかと思えます。そこで現状。口座振替の占める割合と金融機関への振込依頼をどのような方法で行ってみるかお尋ねをいたします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町民課長。
(町民課長 今瀬恵美君)

○ 町民課長 まずお話がありました口座振替の占める割合ですが、令和3年度では税、料全体で54%となっております。また、金融機関への振替依頼の方法としては、コンパクトディスクにより振替データのやりとりを行っております。以上です。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。4番。

○ 4 番 はい、口座振替はもう少しあるのかなと思いましたが、やはりそれもまた多様化が進んでいることによるものかなということも思います。金融機関への振替依頼の方法ということも、コンパクトディスクっていうことですけども、今、自治体によってはまだフロッピーディスクを使用しているところもあるということも聞いておりますけども、やはりこういったことも、少しずつその時代に即したやり方っていうものを模索していかなきやいけないと思います。コンパクトディスクですと、やはり、それ自体が物ですので、持って行かなければならぬ、あるいは、持ちに来ていただければいけないというやりとりがありますので、紛失の恐れがあるとかですねあるいは、そうでなくて今度はネットバンキングにしたらどうかというような事になると、これはこれでまた情報漏えい、個人情報の問題も出てきたりで、それぞれやはりメリット、デメリットというものがあるかと思えます。今後はこうしたことをしっかり研究していただければということでもよろしく願いいたします。IT化の推進ということもありますし、行政サイドから見ればですね、業務の効率化や正確性を求めていくことは非常に大切だと思うんですけども。一方で町民からみたらどうかと、町民にとって利便性が高く、やはり安心できるものでないといけないということもあ

りますので、両方からの視点で考えていただければと思います。私も今回こうした質問させていただきましたのは、民間で長く事務に関わる仕事もやってきました。そういう中で常に自分たちの仕事の効率化っていうものは考えておりましたけれども、同時に、企業で言えばお客さんになるわけですけども、そうした方の利便性とか、あるいは、いかに安心安全を与えるかというような取り組みの中で、仕事を進めてきましたけれども、やはりそうは言っても、ミスが起こるということは当然あります。そういう中で、いかにそれを食い止めるかということが大切になります。一旦ミスを起こしてしまうと、なぜ起きたんだという調査をしなければならないという事であり、またそれを今度は修正するという事にも非常に時間を割かなければならない。一番大事なのは、非常に大きなエネルギーを費やして信頼回復に努めなければいけないというところです。本当に企業はこうしたお金に関わることで問題を起こしてしまうと、大きな問題となり、企業存続の恐れさえ出てくるという部分もありますので、どうか過信をせず適度の緊張感を持って、業務を進めていただきますようお願いをいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

2つ目の項目といたしまして、団体の経理事務の取り扱いについて、質問をいたします。公務以外の仕事であり、本来なら当該団体が行うべき庶務や現金の収納、支出の取扱いを従来の慣例に従って行っている団体経理事務についてお尋ねいたします。まず、そうした任意団体の件数と概ねの合計金額はどれくらいでしょうか。また、これらはすべて補助金関連団体でしょうか。お尋ねいたします。

- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。参事兼総務課長。
(参事兼総務課長 安江章君)
- 参事兼総務課長 三戸議員お尋ねの、いわゆる白川町職員が管理をしている外郭団体の会計につきましては、令和3年度末現在で、95団体、105の口座がございます。年度末におけるそれらの会計の残高合計は、3,064万664円となっています。
- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。4番。
- 4番 はい、95団体、105の口座として3,000万円余りということでしたけれども、私もこういうことはよく知らないところでしたけれども、こんなにあるんだっていうことを知り、今、少々驚きを持っているところですけども、今質問の中に補助金関連団体であるかどうかということもお聞きしましたが、その答弁がなかったような気がします。
- 議長 参事兼総務課長。

(参事兼総務課長 安江章君)

- 参事兼総務課長 失礼しました。先ほど申しあげました会計につきましては、例えば自治協議会長会の会計であったり、白川町国際友好協会、それからふるさと会、老人クラブ連合会、白川町手もみ保存会など、それぞれ所管課の仕事そのものであったり、もしくは関係の深い団体のものでばかりを管理しているところがございます。議員のご質問の会計の多くは補助金や会費等の収入があるものとなっております。
- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。4番。
- 4番 先ほど申しあげましたように、非常に多いなという印象なんですけども、やはり、多くは補助金関連団体ということなんですけども、やはりそういった点で、職員が代行した方が何かと都合が良いということがあるのかもしれませんが、そうした中で他の自治体等で、不祥事が度々起きているのも現実であります。そうした状況を踏まえ、次の質問をいたしますけども、本町においても資金の着服といった不祥事が過去にはあったようですが、お金を取り扱うという重い行為が伴う中で、報酬があるわけでもなく、ほぼノーチェック体制であったりすることで、気のゆるみに繋がったのではないかと考えられます。行政職員ができる限りそうした任務に就かないということが理想でしょうが、複雑な面も多々あるかと思えます。庶務のみを行うとか、印鑑と通帳を別扱いにしたり、あるいは監査体制を厳格にし、かつ、随時監査を行うといったことが、不祥事を抑止することにも繋がると思えます。これらを踏まえ、団体経理事務の取り扱い全般に対する考えをお聞かせください。
- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。参事兼総務課長。
(参事兼総務課長 安江章君)
- 参事兼総務課長 会計の管理についてのご質問をいただきました。こちら議員からご指摘のあった通り本町では、平成23年と24年に、職員が管理していた会計から一部を私的に流用するといった不祥事が2年続けてありました。当時、役場のチェック体制の不備について、かなり多くのお叱りの声をいただいたところです。町では、この事件の反省から、適正な経理事務遂行のため、徹底した再発防止策に取り組んでまいりました。その一端を申し上げますと、まず、通帳と印鑑は、鍵付きの書棚等に別々に保管しており、鍵は課長が管理しています。通常、経理は課長の決裁を経ておりますし、年度末には、全会計の決算書と通帳の写しの提出を義務付けております。さらに、検査監において、毎年3分の1程度の会計について、全ての書類や帳簿等のチェックをしていただいています。過去の反省に立ち、こうした厳しい管理、チェック体制を続けていますが、若い職員の中には、こうした経緯を知らない職員も

近年増えておりますので、原点に立って、公金を取り扱っているという意識の醸成と、基本的な公務員倫理の徹底について、さらに取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。4番。

○ 4 番 はい、再質問はありませんけども、私が思う理由としては、やはり行政が手助けをしないとなかなか団体の運営がスムーズにいかないというようなこととか、あるいは職員も同じ団体やその団体の中のサークルで活動しているとか、また、小さな団体で庶務や会計、あるいは補助金の申請等の手続きがよくわからないからというような理由もありながら行っていることが多いのではないかなというふうに思っております。やはり、お金を扱うという中で、魔が差すといえますか、そういったことが起きないように今後も日頃からチェック体制をしっかりとさせていただいて取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。それでは、3つ目の項目といたしまして、新庁舎建設に伴う住民サービスの向上について質問いたします。本定例会1日目冒頭に、佐伯新町長の所信表明が行われました。その中で、町民の関心事でもあります新庁舎建設に伴う住民サービスについて、具体的な考えをお尋ねいたします。令和7年5月開庁を目指して、新庁舎の基本計画が策定され、窓口機能として、わかりやすく容易に手続きができる窓口が基本的な考えの項目として掲げられています。また、町長のマニフェストでは、庁舎建設にあわせ、出張所機能の強化と、組織の改編を掲げられております。そこで、これらを踏まえ質問をさせていただきます。まず、現状での窓口機能について、課題となっていることは何かをお尋ねいたします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長
(町長 佐伯正貴君)

○ 町 長 窓口機能の課題についてですが、一番の課題は、本庁と町民会館、それぞれで行う手続きがあることです。ご承知のとおり、現在は町民会館に保健福祉課があり、保健や福祉関係の手続きを伴う住民異動に係る手続きは、本庁舎、町民会館の両方に出向いただくものがあるのが現状です。また、国民健康保険の業務では、給付に関することは保健福祉課、資格や国保税は町民課となっており、わかりにくいこともあります。窓口業務においては、他の来庁者に聞かれたくない内容もあり、個別に対応するスペースがないことも課題としてございます。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。4番。

○ 4 番 私もその通りだと思います。それで次に、新庁舎での課題に対する改善策というのは具体的にどのようなものでしょうか。

- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長
(町長 佐伯正貴君)
- 町 長 基本設計等でも新しい庁舎のレイアウトを紹介いたしておりますが、新庁舎では、窓口のレイアウトを1階でワンストップサービス化し、現在各課で所管する業務の見直しと、合わせて機構改革による業務内容の検討も行いたいと考えております。また、来庁者が用事を済ませるための担当窓口へ足を運ぶのではなく、職員の方から来庁者の元へ用事を尋ねるような仕組みができればと考えています。ただ、マンパワーが必要になるため、今後の職員の人数等の体制等にもよりますが、検討が必要かと思っております。よろしくお願いいたします。
- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。4番。
- 4 番 ぜひ取り組んでいただきたい課題だと思います。次に、出張所機能の強化により、本庁まで出向く必要のある手続きを、出張所で行うとされていますが、これはどのようなイメージを持ってみえるのかお聞きいたします。
- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長
(町長 佐伯正貴君)
- 町 長 今の出張所での窓口業務というのは、基本的な住民情報でありますとか、税の関係の証明が取れる状況でございます。ただ、出張者の方へ参りましてその窓口の実際の業務と関係ないような業務でお見えになる方については、本庁の方と電話で連絡をしてやりとりをしたりということで今進めておりますけれども、そういった中で本庁等を各出張所の間を、テレビ会議システムなどで結びまして、担当者と実際に資料を見ながらの説明であるとか、申請書の記載内容の確認などができるようにしたいと考えています。これは、実現可能なのかなと思っております。現状でも出張所で受け付ける書類や、証明などは以前と比べるとかなり改善されていますが、最終的には、出張所で本庁に出向いた時と同じ状況が作れるのがベストと考えます。実際に農の関係、それから道路の関係とかで、修繕箇所等の要望、問い合わせ等にお見えになる場合も今、本庁の方で建設環境課等に出向く方もありますが、そういった際にも出張所で実際に担当者との話に顔を向かい合わせながら進めることもできるかなと思っておりますので、そういったまずできることからやっていきたいと思っております。どうしてもシステマ的に多額の費用をかけないといけないものの中にはございますので全てのことができるというのは難しいかもしれませんが、できるところから進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。
- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。4番。

○ 4 番 黒川の奥の方とか、あるいは佐見の奥の方の人っていうのは、今の庁舎であつてもほとんど行ったことがないというような人がたくさん見えるのではないかなというふうに思います。特に高齢者の方ですけれども、そういう人にとってみればやはり出張所っていうのは出張所だよりというところもあるかと思しますので今後いろいろな面で研究をしていただくようお願いして、最後に、出張所は各地区の公民館として地域づくりの核と考えますが、今後その重要性についてどのように考えていかれるのかお聞きいたします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長
(町長 佐伯正貴君)

○ 町 長 出張所は、通常の行政の窓口業務もやっておりますけれど、各地区公民館という事で、町民会館には、白川地区公民館がございますが、各地区それぞれ公民館として、各地域の核となり、拠り所となる施設であると思っております。白川町は広範囲で、地域ごとに特色も考え方も様々です。公民館は、各地域に最も近い行政として、まちづくりの拠点となることが重要と考えます。職員の拡充はなかなか難しいと思っておりますが、役場の職員には異動がありますので、長いことそこに居る訳にはまいりませんが、地域の方にしたら、その場に長いこと居て、気心知れた仲で、顔も知っているという職員が居るのが一番気軽に相談や話ができるのかなと思います。長期的に活動していただける集落支援員のような町づくりに合わせた仲で進めていけるような職員が常時出張所にいる体制を作るのがいいのかなと思います。これは本当にどれだけやるかというその職員の気持ちもありますので、地域のことを、いろんな中で関わり合いながら進めていけるような体制を作っていくのが一番の出張所、地区公民館の役割だろうというふうに考えております。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。4番。

○ 4 番 はい、現在各地区の公民館主事の方っていうのはそれぞれの出張所の顔として存在そのものがその地域の方々に安心感を与えて、なくてはならないような存在になっているというようなことを思っております。一方で出張所長となりますと、やはり地域と密接であり、その地域に溶け込んでですね、地域作りにおいても熱心でならなければいけないということを思います。その意味ではある程度少し長めにですね、そこで勤務するということが理想かと思うんですけども、やはりこれは人事の問題もありますので一概には言えませんけども、今現在それぞれの出張所を見ますと、その勤務期間といいますが、差があるような気がしますが、この点についてはいかがでしょうか。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長
(町長 佐伯正貴君)

○ 町 長 実は私も職員時代に蘇原の公民館に2年行っておりまして、本当に公民館へ行くとその地域のいろんな事が分かりますし、人も分かりますし、なかなか面白い仕事だろうと思いますが、そうですね、本当は長い間おれると一番いいと思います。職員として、その地域へ行って本当に上司の決裁も何もなく仕事ができますので、本当に気楽なところもありますが、そういうところで自由に動けるが、自由にやらなければ何もやらないということも起こりるので、本当に若い時にそういう所へ行って、いろんな方と会って、こういった繋がりもできますので、そういったところで仕事をしてきて、ゆくゆくは課長へ上がっていくというのが本当は一番いいのかなと思うのですが、全員が全員そういう訳にはいきませんので、職員の年齢構成にもよって、どうしても異動することがあるので、長く居られない職員もありますし、中には長く居る職員もあります。今これが現実ですけれども、なかなか人事の中では難しいところではありますが、本当は地元の出身の者がそこに居るのが一番地元の方も安心をされる、話もよく分かるし、地域の地名であったりいろんなこともよく分かっているという事で、それが一番いいのかなと思います。各地区に適任年齢といいますが、適任職の頃合いの職員も居なかったりするものですから、今、よその地区から行ったりしておりますけれども、そういった中での進め方、特になるべくなら若い職員を経験のため、勉強のために行かせてやるのが一番いいのかなとは個人的に思いますが、私どもの台所事情もいろいろございまして難しいこともございましてけれども、そういう形で職員の公民館へ行くというところについては考えてはおります。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。4番。

○ 4 番 はい、再質問はございません。新庁舎開庁に向けてですね、タイミングということもあるでしょうけども、そのタイミングでなくても、今からできることっていうのもあるかもしれませんので、そういったことがあれば早めですね、ぜひ取り組んでいただくようお願いいたします。佐伯町長におかれましては豊富なキャリアと知見と、リーダーシップを発揮されまして、町民に信頼される行政ですね、安心を与える行政、そして町民に信頼されそして、愛される職員作りを目指して力を存分に発揮されますことを期待いたしまして、今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議 長 4番 三戸勝徳君の質問を終わります。

○ 議 長 ここで、13時まで休憩といたします。（午前11時57分）

○ 議 長 再開をいたします。（午後1時00分）

3番 伊佐治優君。

- 3 番 はい、それでは議長のお許しをいただきましたので一般質問させていただきます。先日、テレビの番組で兵庫県明石市の子育て支援施策を紹介しておりました。こども医療費の無料化、第2子以降の保育料の完全無料化、0歳児の見守り訪問、おむつ定期便とありますが、中学校の給食費の無償、公共施設入場料無料化などでありますが、これらの施策の結果、子育て世代の転入が2年連続で関西1位や出生率の向上等の効果が上がって来ているそうです。先日、町長は所信表明の中で子どもは町の宝であると言われました。今現在、白川町の子ども達への支援は産まれた時から、保育園、小中学生、高校生、白川町へ戻って来ている大学生等幅広く支援を行われており、これら子どもに対する支援は白川町の次世代のためにも続けて行きたい施策と思います。また、先月私自身がコロナ感染症になり最終的に家族全員が感染しました。この時、8か月の孫がいましたが、この間約2週間に使うおむつ量が思った以上あり、ゴミ袋も結構使い赤ちゃんの子育て世帯は大変との思いを強くしました。これを踏まえ次の質問をします。

明石市のおむつ定期便ではないですが、赤ちゃんを育てる家庭でのおむつ等育児品の消費は結構な出費になると思います。そこで毎月3,000円の地域振興券を1年分、赤ちゃん世帯育児用品代として支援をすることはできないか。

- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長
(町長 佐伯正貴君)

- 町長 はいそれではご質問のお答えをいたします。先程、こどもは町の宝の見解については述べさせていただきましたので、所信表明の中のその部分については割愛させていただきますが、議員のご質問の例に挙げられている明石市は、人口30万人の都市ですので、なかなか財政上小さな我が町では真似はできないかと思いますが、出生以降の赤ちゃんの時代の頃の支援という事でお話をさせていただきます。本町でやっております出産の支援策を少しご紹介します。現在、出産祝金として、第1子、第2子には地域振興券1万円、第3子以降には定期証書として10万円を給付しています。また、出産祝品として積み木と可燃ごみの収集袋をお渡ししています。それ以外では、子育て応援給付金として、満1歳を迎える年と小学校入学時に5万円、中学校入学時に10万円をそれぞれ地域振興券としてお渡ししています。以上のような支援を行っておりますので、これ以上にどれだけ支援をするかというところでございますけれども、今のご提案にございましたような赤ちゃん世帯育児用品代については、当分の間は現状以上の支援は考えておりません。

- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。3番。

- 3 番 はい、確かに、明石市と比べますと当町はかなり小さいので、なかなか厳し

い問題だと思えますけども、先ほど言いました様に実体験に基づいてということではございませんが、今の育児用品代、すぐにとというのはなかなか難しいと思いますが、子育て世代が今白川町では限られてくるというような状況ですので今後も踏まえてですね、今即答というのは難しいと思えますけども、また検討していただきたいなというお願いをしたいと思えます。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長
(町長 佐伯正貴君)

○ 町 長 ありがとうございます。今の紹介した制度ですが、以前からやっていた制度をいろんな意見をいただいて議会の中でも説明をしながらこの制度に変えて、今年で2年目の制度となっております。その中の制度でございますので当面はこれでいきたいと考えておりますし、いろんな支援につきましては、どこまでやるかというところは、非常に難しいところもありますし、また、市町村でやってることを、うちでやってない部分を全て取り入れて、全部やっていくというのはなかなか難しいところもありますし、例えば明石市では、産まれた時に1万円の出産祝い金のようなものを行っているのかどうかということもありますでしょうし、うちうちのこの施策の中で支援をしていくという形ですので、来年の予算案でもすぐに今のおむつ代を入れていく予定はございませんけれども、子どもは確かに減ってきております。年間20数人という出生の数になってきておりますので、その中での支援は、財政的なそんな負担ということはないかもしれませんが本当にどこまでそれをやっていくかというのは、ある程度のところで切りながら必要であるものについてはやらなければいけないと思えますけれどもそういった中で今後の検討ということなのかと思えますので、よろしく願いいたします。

○ 議 長 答弁が終わりました。次の質問。

○ 3 番 はい、次の質問ですが、高校生の通学支援で、高校入学時に白川町から転出される家庭がある中で、移転せず町内に残ってくれる家庭はありがたい事です。現在の通学支援額の更なる上乗せはできないか。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長
(町長 佐伯正貴君)

○ 町 長 高校生のJR通学に対する支援は、美濃加茂方面への高校通学バスの廃止による影響緩和策として開始し7年目となります。この制度は、白川口駅の存続と、町内に在住して通学してくれる高校生を応援しようという公共交通と合わせた施策であったと記憶しています。現在、美濃太田まで白川口から通学定期を買われますと、年間で8万円程になるかと思えますが、それに対する3万円限度ということで助成を行っています。助成額は、制度始まった当時から3

万円という事で、変わりはありませんが、要綱等に金額3万円という記載がある訳ではなく、毎年予算の中で定めるという記載をしております。JRの運賃が高くなれば、負担も増えますので、助成も増やす必要があろうかと思いますが、来年の予算、まだ作り始めてはおりませんが、来年の予算要求の時期までにはその分についても同じ金額でいくのか、少し上げるのか検討する材料になるかとおもいますので、よろしくお願いします。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。3番
- 3 番 はい、それでは、3つ目でございますが、高校支援の一つとして、下金町営住宅やホワイトメゾン等白川口駅近くの歩ける距離の住宅を、希望する高校生家族に住んでもらい、家賃を補填する制度はできないか。
- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長
(町長 佐伯正貴君)
- 町 長 家賃補助については、子育て支援家賃補助金として、民間賃貸住宅に入居する場合には、同居する高校生以下の子ども1人について5千円の補助制度があります。ホワイトメゾンには子育て支援対応住宅という横断幕がありますが、あれが正にそれです。また、町営住宅についても減免規定により同様の制度があり、下金住宅にも適用されます。高校生に限った支援ではありませんが、子育て全般に対して5千円の補助であったり、減免であったりの制度がございます。施策の一環として家賃補助を行っていますので、当面は現状の制度を行ってまいります。
- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。3番
- 3 番 再質問と言いますか、今私が言いました3つの質問ですが、一応財政的なこともございますし、なかなか、今日の明日ですぐにやれという訳にはいかないと思いますけども、一つの試金石としての検討を願いたい。先程住宅の補助でございますけども、高校生以下5千円ということでございましたが、例えば枠の中に高校生の部分も入れていただくとかそういったこともちょっと思いますのでまた次年度の予算事業の計画の時にですねまた検討していただく一つの材料になればというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。では次の質問に移らせていただきます。これも先日テレビで放映された事ですが、白川町の有機農業、特に黒川への移住者の高谷さんを集めていました。今年度、有機農業の拡大を図るため国の事業を活用し進めてみえると思います。放送の中では黒川地区で各農業関係者の話し合いが行われる中で、既存の集落営農組合長の後継者不足を心配される声がありました。定期監査の現地調査で営農組合長から後継者対策について町の関与を求める声も聞きました。農業の後継者不足は以前からあり悩ませてきた問題で、一朝一夕で解決できる問題では

なく、関係者一緒になって問題解決を考えないといけないと思います。今年設立された白川町ワークドット協同組合との協力も必要となってくると思います。数々の方法を組合せ解決できたらと思いますがその中で次の質問をさせていただきます。

新規就農者の農地確保として、集落営農の構成員として採用し組合管理の農地の一部を使用させる事で農地確保し、構成員である事で組合の農作業にも協力させる、こうした取り組みが後継者問題の一石とならないかと思いますがどうでしょうか。前提として、営農組合の協力と新規就農者の補助金は前提条件です。また、有機農業拡大の進捗状況としてはどのようなか伺います。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 藤井寿弘君)

○ 農林課長 新規就農者と営農組合との関わりについてご質問をいただきました。現在、町内には6つの農事組合法人を含めまして、集落営農組合が9組織ございまして、地域の農地を集約し地域ぐるみで営農活動を行っているほか、営農機械の共同利用を行っている組合が6組織あります。また、町内各集落には営農組合が組織されており、集落営農組織・機械共同利用組合・各営農組合それぞれで、地域の農地の維持管理にご尽力いただいていることに、あらためて感謝申し上げます。本町の新規就農者育成は、町・県・農協・生産者等で組織されている美濃白川就農応援会議を中心として支援を行っており、夏秋トマトや有機農業への新規就農の実績があります。近年、この新規就農者の農地確保が課題となっており、議員ご提案の集落営農組織との連携も一つの手段であると考えます。町に就農計画の認定を受けた認定新規就農者については、国の支援制度があり、それを活用しながら自己の就農を定着させるとともに、集落営農組織の作業にも協力するという営農活動も考えられます。新規就農者の就農形態はそれぞれ異なりますので、就農応援会議や集落営農組織等と連携し、引き続き新規就農者の支援を進めて行きたいと考えます。

有機農業拡大の進捗状況ですが、今年度ゆうきハートネットを中心として国の有機農業産地づくり推進緊急対策事業に取り組んでおり、有機農産物の生産・加工・流通について検討を始めたところです。その中で、議員の質問にもありました、集落営農組織との交流の場を持ち、意見交換も行っている状況であります。以上答弁とさせていただきます。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。3番

○ 3番 はいありがとうございます。

新規就農者と営農組合の問題と伺いますか、関わりは昔から昔からございまして、いろいろ難しいものがあると思いますけども、正直、自分がやっていた

頃と比べますと、組合のメンバーも若干変わっておりますし、いろんな新しい考え方を持ってみえる方も、お見えだとは思いますが、先ほど組合長さんの要望の話じゃないですけども、新規就農者を雇うことで、当然、費用がかかって参りますけども、それにつきましても、すべて町がっていう訳にはなかなかいかないと思いますが、その中でも。法人であれば特に国の支援等有利な条件のものがございます、その辺もよく活用して新規就農者の確保をしていただければと、そんなことを思いますけども、いろんな制度ですね、各組合長さんに紹介をするというようなことも大事になってくるのではないかと思います。まあそんなことをこれからも、営農組合長会議等で、積極的に情報公開というか、そういうことをやっていただきたいなと思いますけども、その辺についてもう一度お伺いしてよろしいでしょうか。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 藤井寿弘君)

○ 農林課長 先ほど、ゆうきの方との話し合い、今までそういった事を持たれていなくて、今回、国の事業の中で黒川地区ですね、有機農業の方と集落営農組織の代表者との意見交換を始めたところでございます。その話し合いの中で、今後の営農の継続とか、後継者育成についても話題を取り上げて何が課題なのかというようなことも話し合いをしていけたらいいなと思っておりますし、議員おっしゃるように、国、県のいろいろな制度がございますので、そういったものも組合の方には情報提供を進めてまいりたいというふうに考えております。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。3番

○ 3番 はい、それでは次でございますが、これは、有機農業でございますが、有機農業の拡大として販売先の確保が大切でございます。現在は、オアシス21オーガニックマーケットや旬楽膳オーガニックスーパーが主だと思いますが、これもテレビ番組でも言っておりましたが、学校給食への納品は、大きなマーケットになるとあります。白川町の学校給食への白川町の有機農産物、米を含めた地場産農産物の使用割合を増やすことは考えられないか、お伺いをいたします。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 藤井寿弘君)

○ 農林課長 はい、学校給食材料への町内農産物の使用のまず割合ですけども、令和3年度の実績では約12.5%となっております。その中で有機農産物の学校給食への活用につきましては、令和3年度の補正予算におきまして、ゆうきハートネットを事業主体として、学校給食、有機食材推進事業を実施しまして、有機農産物の販売価格と、学校給食の材料購入費との差額を助成しております。今

年度は引き続き同事業を実施しまして、農産物の活用について推進しているという状況でございます。町内のサービスの利用につきましては、作る側、使う側の状況もでございますので、今後も給食センターなどと協議して推進してまいりたいなというふうに考えております。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。3番
- 3 番 はい、なかなか地場産の使用については、給食センター独自から、個々の農家さんに調達するというのは、本当に大変な事務だと思います。その中で一つ思うのは、いわゆる地場産の農作物を使ってる市場でございますけども、チャオとの関連ですが、これを多分これから広めるに当たってはその辺の利用もしていかないとなかなか拡大ができないかなと思っております。3年ぐらい前にそんな話で一度町内の農家を回った事もございますけれど、もなかなかシステムがその時には動かなかったんですけども、できれば今の市場を介してですね、町内産の利用を拡大していただくというようなことをお願いしたいと思っております。
- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。
(農林課長 藤井寿弘君)
- 農林課長 はい、そうですね、チャオは白川の野菜を販売しておりますので、その野菜を食材として活用するという方法がやはり大切なことだと思います。議員もその仕組みについてはよくご存知でございますので、そのシステム作りについて、課題となっていたことなど、またご指導いただきまして、そういった方向についても協議検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。
- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。3番
- 3 番 それでは、次行かせていただきたいと思いますが、白川町ワークドット協同組合が発足しまして、約半年経過いたしました。ワークドット組合の現状についてと、農業関連団体の登録および会員についてどのようにされているかお伺いをいたします。
- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。
(企画課長 長尾弘巳君)
- 企画課長 白川ワークドット協同組合については、周年雇用はできない繁忙期のみ、人材が必要な企業等に対し、組合が雇用するマルチワーカーを派遣いたします。派遣されるマルチワーカーにとっては、組合の周年雇用により安定した収入が得られるという、地域内の雇用や移住者等の受け皿となるもので、総務省の特定地域づくり事業協同組合制度を実施する組合です。本年4月に事業をスタートし、当初、参画する企業の数、組合員は4名でした。派遣職員であるマルチワーカーは1名で、2つの組合員・企業へ曜日を決めて派遣されています。

現在のワークドット協同組合の現状ですが、組合員は4名から5名となっており、事務職員1名、マルチワーカーとして働く方は1名で変わりがない状況です。組合員は1名増えましたが、組合員すべてにマルチワーカーを派遣するに至っていない状況です。ご質問の農業関連団体のワークドット協同組合への登録及び勧誘についてどのようか、についてですが、1名増えた組合員は、夏秋トマトを栽培する個人事業者の方が登録されたものです。もう1名、夏秋トマト農家の方とも相談中と聞いておりますので、農業での需要があることが伺えるところです。集落営農組織や茶農家への派遣希望も考えられますので、機会を捉えてマルチワーカーの活用をPRしてもらいましょうようお願いして参ります。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。3番
- 3 番 はい、再質問というか、お願いになってしまいますかもしれませんが、先ほど言われましたように、後継者不足っていうのはいろんな業種で深刻でございます。先程、杉山議員の話にありました、お茶組合の話もそうですし、また、特にということですが、なかなかお茶の忙しいときに、やっぱり人が足りないというような問題が多々出てきており、私の所属する三川も同じでございますけれどもそんな時に頼めればいいのかと思います、それにしましても、うちの組合長も含めてですが、なかなかこのワークドットについて、周知がされていないというか関心が無いというのは当然なんですけれどもその辺も含めましてワークドットの周知についてですね、もう少し綿密にといいいますか、していただければいいのかなというふうに思います。半年経ったのでどうかなということと、できればね、この場を通じてワークドットがあるよっていうのをまた知っていただければというような形で質問させていただきますが、組合と行政が協力していただいでですね、加入する組合を増やしていただけるような努力をお願いしたいと思います。ことをお願いをいたしまして私の質問を終わらせていただきます。

- 議 長 3番 伊佐治優君の質問を終わります。
次に、5番 田口守也君。
(5番 田口守也君)

- 5 番 議長のお許しを得たので、私は一括方式での質問をさせていただきます。その前に、佐伯町長におかれましては、前細江町長の辞職に伴いましてご決断をされました。誠にご苦労さんでございますが、町民のですね、佐伯町長さんへの期待が大変多くたくさん承っております。どうぞお体に十分留意されまして、ご活躍をご期待申し上げます。よろしくお願いいいたします。

それでは、私は空き校舎の利用方法についてのご質問をさせていただきます。令和4年の2学期より佐見小学校の生徒は小学生用に改造された元の佐見

中学校校舎へと移り、佐見小学校校舎は空き校舎となりました。また白川町和泉にある旧白川小学校校舎も令和2年より空き校舎となっております。そして現在、白川町立小中学校再編計画地区説明会が執り行われていて、今後に於いても空き校舎が増えると思われれます。そこで、廃校は終わりではなく始まりととらえて、積極的な活用方法を考えなくてはなりません。文部科学省の調査では、平成14年度から平成29年度までに廃校となった公立小中高等学校は7,583校あり、その約75%が様々な用途で活用されているそうです。近年、廃校施設の広大な敷地や教室の間仕切り等を生かして、社会教育施設や福祉施設、体験交流施設に活用したり、さらには雇用促進を見込んで企業がオフィスを構えたりする等、地域の実情やニーズにあわせた廃校活用が進んでいるそうです。近隣の市町村では、企業が空き校舎を利用し全面改装して工場にしている事例があり、地元の若い方が数名働いてみえ大変な活気を感じました。近年の白川町は去る企業があっても、来る企業はございません。我が町にも空き校舎を利用される優秀な企業に来て頂きたいものです。そこで、今後増えるであろうこれらの空き校舎に対しての対応をどのようにお考えなのか、企業誘致を積極的にされるお考えはないでしょうか、お伺い致します。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 それでは、5番田口議員のご質問にお答えします。少子化により児童生徒の減少が進む中、本町では令和2年度に白川北小学校と白川小学校が統合。本年、令和4年度には佐見中学校と白川中学校が統合となりました。全国各地で小中学校の統廃合は進んでおり、かつての子供たちの声で賑わった学び舎とは違いかたちで、廃校を活用したまちづくりが行われています。議員が申されたとおり、令和2年度の文部科学省の報告では、全国で廃校となった小中学校7,583校の75%が様々な用途に活用され、新たな地域の財産に生まれ変わっています。児童館、こども園などの子育て支援施設として、又、校舎で宿泊できる社会体育施設、研修施設として、あるいは、喫茶店、レストラン等の地域の方が集う商業的施設、集客施設としてなど、各地で知恵を絞った取り組みがされており、本町でも空き校舎の活用は、地域づくりの中心的な役割を持つ可能性があると考えます。ご質問の、空き校舎に企業を積極的に誘致する考えはないかについては、雇用の創出にも繋がり、働く方の定住も期待できることから、空き校舎活用のひとつの方策として前向きに検討したいと思っております。企業誘致は、以前から本町の施策のひとつですが、立地の有利な土地を求める企業の進出は難しいため、中々進んではおりません。近隣の市町村で廃校を利用している企業の例では、教室の間取りをそのまま使い改修費用の低減を図っており、

そういったニーズを持つ企業には、空き校舎は魅力的な物件になります。町で企業誘致として活用が決まりましたら、そうした企業へ廃校を紹介する機会をつくり、マッチングを進めて参りたいと思います。以上でございます。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。5番

○ 5番 再質問ではありませんが、企業の方としてもですね、そういった空き校舎っていうのは、かなり方々の空き校舎を調べているそうではありますが、是非とも企業誘致より、そういった優秀な企業に来ていただいて、白川町に活気が出ればということだと思います。私達微力ながら、ご協力もさせていただきますので是非とも若い方が雇用していただけるような企業が誘致できることをですね、ご期待を申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長 5番 田口守也君の質問を終わります。

次に、6番 佐伯好典君。

(6番 佐伯好典君)

○ 6番 それでは議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。その前に、まずは、佐伯新町長におかれましては、この度のご就任おめでとうございます、思い起こせば僕がこの町に帰って11年が経過するんですけども、帰った当時、疲弊したこの町をどうしていかうか悩んでいた時に、当時企画課長であった佐伯町長の人材育成事業、魅力発見塾これに応募しまして、それをきっかけに、まちづくりに少し関わらせていただいた結果、今の僕があると思っております。本当にそういった意味で感謝を申し上げますし、これからの活躍を期待していますともに町民のために白川町の発展のために多くの議論をして頑張っていきたいと思いますということでもよろしく願いいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。まずは、部活動の地域移行についてです。部活の地域移行については、国により平成30年の運動部活の在り方に関する総合的なガイドラインや令和2年の学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について、そして今年、令和4年6月には部活動の地域移行に関する検討会議の提言により、令和5年から7度末を目標に、まずは休日の運動部活から段階的に地域移行していくことが示されました。現状としてまだ計画が出された段階であり、国や県においても、具体的な支援については検討中であり、何もない状態ですが、本町では総合型地域スポーツクラブであるスポーツリンクにより、すでに休日の部活動の地域移行が行われており、先進的な取り組みとして他自治体からも注目されています。スポーツリンクでは、各スポーツ団体の事務局として、スポーツ保険の一元化や、指導者への資格取得への補助、サークル、クラブ、スポーツ少年団への交付金事業など各団体の運営補助をはじめ、地域スポーツ活動の開催や、スポーツ以外にも文化的な活動も行

っており、今後の白川町のスポーツ推進や、豊かな生活になくってはならない存在だと思えます。ただ、先進的な取り組みであるがために、国や県の支援がなく、少子化も進む本町においてはその維持についてはすぐにでも解決すべき課題があると感じます。子ども達のスポーツに親しむ機会の確保をはじめ、多くの意義がある部活動、そしてその環境を守るための地域移行について、更なる環境向上を目指し質問をします。まず、1つ目の質問です。部活の地域移行については、国が目指す土日については本町では既にできていると言ってもよい状態だと思えます、ただ、少子化により、そもそもチームスポーツの維持が難しくなっています。国の提言では少子化の中でも、将来にわたり子どもたちが継続して親しむことができる機会を確保を目指すとされていますが、どのように対応していくのか答弁をお願いします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴村雅史君)

○ 教 育 長 6番佐伯議員のご質問にお答えします。はじめに部活動の地域移行が提言されてからの経過を簡単に述べます。令和2年9月、文部科学省は学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてという文書において、まずは休日の部活動を令和5年度以降、段階的に地域移行することを示しました。これを受けて、岐阜県教育委員会では、令和3年度から休日の部活動の地域移行についてモデル地区を選び、実践の推進と報告がなされています。続いて令和4年6月、運動部活動の地域移行に関する検討会議はスポーツ庁長官に提言を提出し、その内容が広く公表されました。さらに8月には文化部活動の地域移行についても運動部活動と同様に提言がなされました。これらの提言においては、まずは休日における地域のスポーツ環境の構築を進めた上で、次に平日の移行に取り組む、なお、地域の実情によっては、平日と休日を一体として構築することや、平日から先に構築することもあり得ると述べています。このように、休日だけでなく平日も含めた地域移行という動きの中で私たちが大切にしなければならないことは、子どもがスポーツに親しめる環境を構築する、学校及び教員の働き方改革となる環境を構築する、白川町の実情に応じた環境を構築するということとなります。そこで白川町教育委員会としては、休日の地域移行だけでなく、休日と平日を含めた環境の構築、そして地域移行後の中学校教育における体育、スポーツ環境の構築、さらにはこれからの白川町のスポーツ振興に資する環境の構築という長期的かつ広い視野から検討するため、先行実施している地域、白川よりさらに進んでいる地域の事例の調査と研究が必要と考えています。これは文科省、スポーツ庁、中体連などの方針や施策を待ってから動くのではなく、出来る限り白川町として主体的に動くという意味です。 白川町の

場合、将来的に部活動の地域移行については総合型地域スポーツクラブを包括しているスポーツリンク白川が運営主体となるのが有効と考えます。そのためにはリンクと教育委員会、学校、さらに関係者で連携しながら検討すべき課題が多くあります。代表的なものとして、休日・平日の部活動の地域移行の運営主体をスポーツリンクが担った場合、どれほどの業務があるかこれを明らかにし、それを遂行するに必要な仕組みを整備する。2つ目には、現在の白川中と黒川中の運営方法がかなり違うが、将来的には2校の統合を考えており、1つの中学校になった場合の教育課程、部活動、クラブの連携を構築する必要があります。もう少し具体的に述べますと、指導者の確保や研修、指導者の謝金、参加者の会費、使用施設の確保、参加者の移動手段、財源の確保などがあります。こういった大小さまざまな課題に対して取り組んでいく所存です。以上、答弁とさせていただきます。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。6番
- 6 番 再質問させていただきます。今のお答えはこれからどういう形でやっていくかという方法を調査しなければならない、また、白川中と黒川中の現在いろいろ差がある所を統合を見据えた上でやる、後は指導者の確保というお話だったと思うんですけど、その前に長期的に考えなければならないので、当然先行事例の研究等、それを待たずして白川町として初めて、主体的に取り組んでいきたいという前向きなお話でしたので、これちょっとまたそれにかぶせてというか、質問させていただくんですけども、国の提言では、地域部活の地域移行というのも、その総合型地域スポーツクラブで地域にあるそういったものを担うのが望ましいとされています特に白川町ではもう既に総合型地域スポーツクラブであるスポーツリンクがあります。岐阜県調べてみたんですけどいくつか岐阜県の中でも既にありまして、近隣でも東白川にありますし、川辺にもありますし、八百津にもあるんですね、ただ、この3つをちょっと調べたんですけど、白川町のように部活動と連携している所が無いんですね。質問の中で一番聞きたかったことは、確かにその連携していくっていうことは当然必要なんですけれども、その前にこれだけのスピードで子どもが減っていく中で、やはり子どもの分母を増やしていく子供を増やしていく、どう増やしていくか、いまから産んでいただいても、もう中学生の部活には間に合わないわけです、こうやって先行的な事例を持っている白川町当然国は令和7年度までという一応、努力義務ですけれどもそういうものを課しているのであれば、その部活と総合型地域スポーツクラブの連携が取れていない近隣の町村と連携ができないかなと、部活動において、他のところでもやはり部活動というのは土日そうやって地域へ移行しなければならない期限が迫っている中で、例えば白川町のように、

すでにやっている所があるのであれば、そこと連携していくという道も選択肢の中にあるのではないかと、そうすれば今現在いる子ども達は増える訳ですから、その町村合併という大きい話ではなくて、部活動だけでできるのではないかと、可能性についてちょっと伺いたいと思います。現状、野球部に関しては七宗町と一緒にやっているというお話も聞きましたので、もしそういった可能性というか主体的に取り組まれると言ったので、近隣市町村に向けて白川町からそういった発信をできるかというところで、お聞きしたいと思います。

○ 議 長 質問は終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴村雅史君)

○ 教育長 はい、ありがとうございます。白川町は特に白川中学校ですけれども、部活動とクラブは連携している形をとっていますし、部活ができなくなってもクラブでできるという仕組みもあります。東白川村もそういう仕組みを持っています。八百津町、七宗町にあつては、別のものになっていることが多いと思います。今考えなければいけないのは、今白川のようなやり方もありますし、中学校の体育スポーツ活動をどのような状態に持っていくかということを考えて時に、部活と連携としたクラブもありますが、言ってみれば部活と、クラブは連携をしないような方法でもうまくいくものもあるかもしれない、こういったこともそこまで原点に戻って考える必要はあると思います。ただし将来的にはスポーツリンクが白川のスポーツの運営主体になるべきだと思いますので、部活動とリンクの連携はとても大事なことだと思っておりますけど、もう少し情報を集めていきたいなというふうに今考えておるところですが、お願いします。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。6番

○ 6 番 確かに教育長のおっしゃることは分かります。やはりなかなかそう簡単ではないという事と、やはり部活動の地域移行、今白川でこういう形が構築されているが、実際本当にこれがいいのかどうかという部分も含めて難しいということ、最初からきっちりと長期を見据えて考えなければならないという事は分かるんですけども、やはり僕も中学生の子どもを持つ親として、どんどん子どものそういった部活動、運動に対する機会というものが失われていき、小学生を見るとすごく減っている中で、研究している時間も無いように感じるんですね、できるだけ早く動けた方がいいと僕は思っていて、やりながら研究するのはできますし、実際やっぱり動いてみて子ども達の環境を整えながら、これでやっぱりうまくいかないからっていう事もあると思うので、是非これに関しては、先ほど言われた主体的にというお話があったので、本当にしっかりと子ども達の運動機会を確保できるような形で行っていただきたいと思います。国の提言では、特に少子化の影響が大きい過疎地域においては地方自治体の判

断に基づき、市町村を超えた他校との合同部活を推進する。というような提言がありますので、ちょっとここで、地方自治体の長と言えば、町長ですので、町長にも伺いたいと思います。教育長の答えを聞いた後ですが、やはり他自治体近隣の所と、そういった部分で協力を促していくというのは必要ではないかと思っておりますので、その考えを伺います。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長。
(町長 佐伯正貴君)

○ 町 長 はい、質問いただきましたので、お答えします。今教育長が言われた事を踏まえながらにはなるかと思いますが、学校の関係においても、黒川地区の人が例えば東白川の学校と一緒になればいいんじゃないかという意見があったんですね。そういった意見もございまして。よその近隣はともあれ東白川村やはり、うちと本当に近い位置にもございまして、周りを本町が囲んでいるということもございまして、いろんな事業で一緒にやることは必要かなとは思っています。特に今、公共交通は一緒に動きをしておりますし、町村合併ということはないかなとは思っていますが、いろんなところでお互いに財政力の強い町村ではないので、人材についても限りがありますし、そういった中で、お互いに協力し合えるところ協力して財政面でも人的な面でも一緒に協力し合えることがあればやっていきたいなとは思っています。部活の関係は、以前にもあった中体連の絡みとかいろんなことがあるので、難しいこともあるかもしれませんが、今後検討はする必要があると思っておりますし、本当に子どもさんを宝として育てていくって、何回も言いますが、そういう所なんだろうなという気がしますので、決してその子育て云々だけのところではなく、本来のその子どもさん自体が、どうやって育ていかれるか、どんな思いで学んでいかれるかということが大事だと思うので、早いところ子どもが減ってくるのは目に見えていますので、そういったところで協力できる場所があれば、また話もさせていただきたいなと思っております。よろしくお願いします。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。6番

○ 6 番 前向きな答弁をありがとうございます。では、次の質問に参ります。次の質問は、指導者の確保についてです。地域移行に関して、指導者は必ず必要であり、良い指導者に恵まれれば、子どもたちの人間性向上や町へ対する愛着も育まれると考えます。現状では、どの団体も指導者に恵まれ、活動を行なっていますが、今後指導者の高齢化や何らかの事情で指導者が辞められた場合、その確保についてはその団体に任せている状態です、国の提言では部活指導員の活用や、教師等による兼業、人材バンク、適切な対価の支払いが提言されていますが、本町での取り組みをお聞きします。

- 議 長 質問は終わりました。答弁を求めます。教育長。
(教育長 鈴木雅史君)
- 教 育 長 議員ご指摘のとおり指導者は子どもたちの人間形成にとって大きな影響力があります。今後、休日も平日も地域移行となった場合の指導者の確保は、白川町に限らず、どの自治体でも重要課題となっています。白川町においては、将来的にはスポーツリンク白川が指導者の確保を担うことになると思いますが、各団体の協力も引き続きお願いしたいところです。議員が例示された内容について、順にお答えします。部活動指導員については、学校の職員として単独で専門的に指導することや、試合の引率も可能という職です。配置に当たり国や県の補助がありますが、実際には希望する種目と人材が合わない事など、やっていたく人が見つからないのが現状です。従って、現時点では導入を考えていません。教員の兼職兼業については、部活動を地域移行した場合、教員の兼職兼業による指導は可能です。これまでも別の職種で学校職員に兼職兼業の許可を出すこともありました。ただし、あくまでも本務に支障が出ない範囲での兼職兼業になります。人材バンクについては、これをスポーツリンクが担い、指導者の発掘、登録、育成、研修等の企画運営をしていくことになると思います。指導者に指導の対価を支払う事については必要なことと考えます。地域移行をする以上、国や県は自治体に対して何らかの支援をすべきと考えています。最新の情報では、国や県は先ほど述べました、モデル地域の指定だけでなく、地域移行を支援する事業を構築するという動きが出てきました。しかし、支援事業はいつか切れる可能性があります。支援事業ではなく、地方財政措置をされることを望んでいます。ただし、現在、国や県が考えている支援事業の内容がはっきりし、本町にとって有用なものはこれを申請し、活用していきたいと考えます。部活動の地域移行については始まったばかりだが、学習指導要領に明記されている部活動の位置づけがどうなっていくのかにも注目しながら、今後の方向を決めていきたいと考えています。検討経過については、教育委員会だより、ひとなる等で広報していく予定です。議員はじめ町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ答弁とします。
- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。6番
- 6 番 はい、今の取り組みについて再質問させていただきます。大きく3つ、部活指導員の活用と、教員による兼業、また人材バンク、適切な対価の支払いです。人材バンクというのは相当人がいないとなかなか構築するのが難しいなと思うんですけども、部活指導員ですね、マッチする方が見えなかったという事なんですけれども、これ実際バレーなんかは、前まで部活だったのが部活から無くなったので、今クラブでやられているんですけども。指導者の方は結構み

えるんですね。他の部でも5名みえるところがあってですね、この部活指導員にマッチしなかったというお話ですが、実際指導員になるための資格はちゃんと見ていないんですけども、国や県から3分の1ずつ出るという形で、当然その方が大会とかの引率もできるという良い制度で、国の提言だと各校約3名ぐらいは作れるみたいなものをちょっと見たんですけども、マッチしなかったという話ですが、スポーツリンクに登録している指導者の方が、64名いるんですね、その中で資格を取っている方は34名だが、これだけ居て、指導員が出来ないのか、これは部活指導員に対して毎年ヒアリングをして、できないなという形でこうなっているのか、1人でも居れば、そこは国、県から出るので、それは指導者の方の環境もよくなりますし、今支払いに関しても部活動の親がお金を払っていて、その金額についてもまちまちでして、時給で払っている所もあれば、年間で払ってるところもあるというふうなんですけれども、やはり子どもが減っているのですごく負担が今後大きくなっていますし、現状でも大きい、指導者の方も少ない親からもらう事にやっぱり後ろめたさを感じるので、やはり活用できるものを活用しなければいけないと思っています。なので、またちょっと戻りますが、部活指導員の対応に対してのヒアリングというのは毎年ちゃんと行ってみえるのか、その結果、誰もやらないということであれば、仕方ないと思いますけどその部分と、もう1つ教員の兼業ですね、過去にこれではないけれども取られているというお話があったんですけども、過去にこういった副業兼業届をスポーツリンク関係、部活の指導というところで取られた方はいるのかというところを伺いたいです。これも聞いた話なんですけれども、やはりその保護者からすると、指導いただいているので、支払いをしたいんですが、やはり教員という所で支払えなく、もらった側も一応形だけもらって、立場があるので、返しますという事で、やはり今後この制度をスムーズにしていく為には兼業兼職というものを認めて、作っていく必要があると思うんです。これに関しては、同じ公務員で、役場の方もそういった方が見えるというお話でこれも役場にも多分、副業兼業みたいなものがあるかなと思うんですけど、そういった届け出をすればちゃんとした対価をもらえる事になっていると思うんですけども、それについて教育長からもお話をいただきたいですし、町長からも、話を伺えたらと思いますので、答弁をお願いします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

○ 教 育 長 部活動指導員というのは先ほど述べましたけど、学校の職員になります。従って、クラブの指導に使うことはしないということです。部活動の指導です。

部活動とクラブとは違いますので、あくまでも学校の管理内の部活動における専門的な指導とか、試合の引率に充てる職員として、学校の職員として、部活動指導員を作り置きますので。一般のいわゆるクラブにあたっている方はクラブの方であって、学校の職員とはならないので部活動指導員ということはできないということですね。ですから、ほとんどその白川中、黒川中とありますけれども、黒川中学校はいわゆる学校部活という形でずっときておりますので、学校の職員が、放課後も土日も指導していると、これに対しては、部活動は特殊勤務手当が支払われていますので、学校の職員に対しては、土曜日とか日曜日に指導した場合、特殊勤務手当として規定の金額が支払われています。そういう仕組みになっています。部活動指導員というのはそういう指導者が教員ではできないために学校の職員として、部活動の指導にあたってほしいという人ですので、クラブで使う訳にはいかないというふうになっています。ですから、モデル地区でやっている所も、現在、地域移行だけ部活動という形態でやっている所には、部活動指導員を充てているが、クラブとしてやっている地域には、部活動指導員はないという仕組みになっておりますのでお願いします。それから、兼職兼業で、スポーツで出したことはありません。教員はいろいろの議論を持っていることもありまして、時々あるのがその原稿を作成する書物を敢行するにあたってのそういう場合にそれを許可するような内容で許可を出しておりますが、スポーツでの兼職兼業の許可を出したことはありません。以上です。

○ 議 長 町長。

(町長 佐伯正貴君)

○ 町 長 職員の方のお話を少しさせていただきますけれども、職員も実際に公務員は地方公務員法で営利企業の受理は原則駄目ということになっておりますし、職務専念義務というのがございますので勤務時間内は職務に専念しなければならないという規定もございます。その中でも、実際に部活動の指導とかへ行っている職員も実はおりまして、それは届けを出させて行っておりますし、もうずっと以前から営利企業に従事することが一切駄目かということ、業務に支障がなく届け出をして勤める事ができます。昔の例で言いますと、一番多いのは、統計調査の時の調査員が職員になる場合ですね、これは調査報酬をもらいますので、この時は出させますし、あと公民館講座の講師に職員がなる場合、職員はいろんな技能を持っておりますので、講師になる時もあります。その時も謝金をもらう代わりに、その届け出を出させて許可をしており、もちろん、勤務時間外、休日、土曜日、時間外、あとは休みを取ってですね、年休をとってちゃんと休暇を出している場合に許可が出ています。ここ数年公務員の兼業と

というのが国家公務員の方は既に人事の方から、通知が出ておりました兼業許可があるのという話が出てますが、地方公務員ははっきりしたものが総務省の方から通知だけは来ておりますけれども、その中で特に田舎の地方公務員については、本当に人口も減っておる中で、地域の中の仕事を職員が率先してやりなさいという指導がありまして、NPO法人でありますとか、今のその学校の関係の指導とかですね、中には塾の先生とかいうのも何か例にはありましたが、そんな中で勤める時については、それは兼業しても大丈夫という許可はどんどん率先するように出てます。中には規定をしっかりと設けておる市町村もありますが、うちは特にはないですけど、その時の営利許可の届けをしてもらって判断をして、OKを出させるという形で今はやっておりますが、今の学校の関係の人ですもちろんそれに該当すると思われるので、許可を出してもらって、報酬をちゃんと受け取っていただいて、それに従事することは可能ということで逆にちょっと率先するような形にももちろん業務に支障があるほど休まれても困りますが、そこは考慮して許可を出すつもりでおりますので、よろしくお願ひします

○ 議 長 教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

○ 教 育 長 先ほどの質問で一つ落としました、ヒアリングという事ですが、町内白川中と黒川中がありまして、部活動における部活動指導員の希望については特に学校から上がってきた事は無い。ただし、こちらから部活指導員の希望ありますかというやり方もしてませんが、新年度の人事異動とか、あるいは構成をするにおいて、是非、部活動指導員を採用して欲しいというようなことは、近年ずっとありません。もちろんこの制度は、平成29年にできた新しいもので部活動の地域移行というふうな動きの中で部活動指導員というのもちょっと難しいところが実際あるんですね、ということなので、町内との連携はとっておりますが希望するというような話もこれまでありませんでした。以上です。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。6番

○ 6 番 はい、部活指導員の方は、文章に外部指導者と書いてあるので外から、その時間だけ呼んで教えていただける方なのかなというふうに思っていましたので、ちょっとそこは、教員に対してのことではなく、学校職員になることですね、すいません。今は地域移行に関しては、指導者の方々に適切な報酬を支払うようにと国の提言がありまして、当然今活動しているクラブの方々でもほとんどが指導者の方にそれぞれの保護者の方が負担をして報酬として指導料を払っているんですね。ただ、先程言った通り、どんどん子どもは減っていく中で、その親の負担も増えてますし、子どもの事ですから当然払いたいと思ひ

ますし、指導していただいているので、と思うんですけども、やはり指導者の方も、少ない人から取るってところで気持ちが痛むという話もあり、実際返されるという話も聞いてますので、この部分に関しては、やはり子育て支援というか、そういった観点で、先ほど資格の話をしましたけれども64名中34名資格を持ってる方が見えるんですけども、誰もかれもではなくて例えばそういう基準を設けて、例えば指導者1人につき、スポーツリンク側から5,000円は見ますよと、やっぱり上からお金が等しく降ってくるのであれば、指導者も受け取りやすいと思いますし、やはりこんだけ人が減っていく中で親の負担が大きいので、これもそうですし、地域移行になって、指導者の方が何らかの事情でちょっともうできない次に誰かに頼みたいっていう時やはり最低限でも、報酬はこれぐらいあるよっていう話ができる、そういったところも多少スムーズになると思うが、そういった補助について検討していただけるか、伺いたいと思います。

○ 議 長 教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

○ 教 育 長 先程、部活動指導員は、外部の方で教員でなくても、地域の方でいいんですが、任命して、学校の職員の一員として、部活動の指導をするというふうなので分かりにくいですね、部活動とクラブは違うということで、あくまでも校長、学校の管理下にある部活動についての職員となるという仕組みです。謝金については、最初に述べましたがやっぱり指導の対価として本来あるべきだというふうに考えますし、現状は様々であるということがその通りです。したがって今後は、やはり多くは時給幾らというような設定で支払っていくことになっていくというふうに思っております。県内のいろんな実践を見ても、1回につきとか1時間とかあるいは月、年とかこういうようなまちまちですね。先ほどの部活動指導員の単価の目安は時給1,600円が上限というのは出ています。これは自治体で決めていく訳ですけどね、そういうような目安が出ているくらいなので結構な時給になるんですけども。最終的には地域移行した時も、支払いをすべきだと思います。保護者も子どもも減りますし、保護者の負担もどんどん増えていくのは分かりますので、そうするとその財源として町、その町に先ほど申しましたけど、やっぱり国の地方財政措置があるべきだと私は思うんです。そういったところから支払っていくような仕組みにしていくべきだというふうに私は思います。もちろん、受益者負担の原則がありますので、会費とか、そういうのも必要だと思いますね、もろもろ整理しなければならないことは非常に多いのがこの部活動の地域移行の問題ですので、調査と研究をして途中段階でも公表していきたいなと思っております。よろしくお願いします。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。6番
- 6 番 はい、前向きな答弁ですのでありがたいです。本当に少子化30年全国平均に進んでいると言われてますので、更にこの部活動の地域移行はそこから前に白川町は進んでいますので、街でできることは率先してやっていかないと、国や県を待っていると、手遅れになりかねませんので、ぜひ検討を重ねて、いい環境を作っていただきたいと思います。続いて次の質問をします。次は山林資源の木材以外の活用についてです。町内の9割が山林である、本町は山林資源の活用は非常に重要であると考えます。町長の所信表明にもあったように、コロナによるウッドショックで値上がりした国産材も建築費高騰による建築件数の下落により、輸入木材の在庫が、過去に例を見ないほど余っているとの報道もあり、いつ値段が下落してもおかしくない状況と言えます。林業の衰退の大きな原因は、国産材価格の下落と言われています。ウッドショックが終わりを見せ始め、再び木材価格が下落する可能性が高くなる中、本町の豊かな自然資源の一つである山林を木材生産以外での活用についても考えていく必要があるのではないかと考えて質問をいたします。まず1つ目です。町長の所信表明の中では山林資源の活用において、Jクレジット制度について触れられました。これは直接木材生産とは関係ない取り組みであり、SDGsに繋がるカーボンニュートラルに寄与するものですが、ホームページ等を見ても、いまいち具体的に見えにくい取り組みだと感じます。本町において具体的にはどのように活用するのか答弁をお願いいたします。
- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長。
(町長 佐伯正貴君)
- 町 長 はい、ではJクレジットについてということで少しだけ説明をさせていただきます。本町で行おうとしておりますこのJクレジット制度でございますけれども、適切な森林管理によって、二酸化炭素の吸収量を、クレジットとして国が認証します。その二酸化炭素を排出している企業の方はそのクレジットを購入されて二酸化炭素の排出量を差し引くというカーボンオフセットという仕組みなんですけれども、そういった仕組みになります。これによりまして企業についてはどんどん二酸化炭素等のガスを出しているんじゃないかという所を、その分吸収源をクレジットで購入しているので、社会貢献をしているですとか、企業の評価の向上ということに繋がるということで購入をされます。町には広大な森林があり、二酸化炭素の吸収の役割を担っております。この森林によりましてJクレジット制度を活用しまして、クレジットの販売で得た収入で、森林の整備や、作業道の開設、維持管理等に活用したいということを考えております。このJクレジット制度の認証の対象となる山林ですけれども、森林経営計画が

作成をされて、1999年以降に整備をされた森林であるというような、いろんな条件がございまして、この条件をクリアすると、国に認証されて、Jクレジットが付加されるということになります。町の方では平成25年に、町有林を対象としてJクレジットの発行を既に行っており、この数年販売も行っておりますけれども、その後整備した町有林が間伐等の事業であります、その分についてはしておりませんので更にこれを対象にするべく、認証の取得の方に取り組みたいということを考えております。それから今、町有林の話だけでしたが、実際に森林計画の策定をしている民有林がございまして。そちらの方にも情報提供しながら、民有林の方でもこのクレジットの活用はできないかと考えておるといような内容の所信表明でございましたので、よろしくお願いたします。

- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。6番
- 6番 はい、ありがとうございます。森を適正に管理して、認証を得た所の企業が出した分のCO2を受け取るというか、その森が吸収しているということで、カーボンオフセットで企業からその分利益をいただくという形だと思います。現在もう既に町有林で認証されている話をされたんですけども、現状の取引価格というのはどれぐらいの規模であるのか、また今後その町有林が広くあると思うんですけども、どれぐらいの大きさの産業になるといったら変ですが、利益をもたらすか、そういったものの資産はありますか。
- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長。
(町長 佐伯正貴君)
- 町長 実績だけは聞いているので、報告はしますが、その後の新しく取得する部分についてはちょっと把握していませんので、担当の方でお願いしたいと思います。実際に取得をしました当時ですけども831トンというCO2の量のクレジットをいただいておりまして売っているのが211トンを今までに売っております。売り先を少しだけお話をさせていただきますと、一番初めのところでは岐阜清流国体というのがございましたがこれ本当に皆さんのイメージは多分この企業は、煙がモクモク出るような工場のイメージがあると思うんですが。実際は、人がたくさん集まるイベントで、そこの集まった人によるCO2の排出ですとか、会社へ勤務されている職員さんが通勤される自家用車が出る排ガスの量とかいろんなものが実はございまして、私もそんなものも入るんだなと思いましたが、そういったものを対象にしていますので岐阜の清流国体が一番初めに県の方で買っていただいたりとか、それ以外については新和建設に買っていただいておりますし、あと岐阜車体に岐阜車体の森を持っておりますが、そちらでも購入をいただいております。単価についてはこれ1トン1万円という

単位でございますので、単純にさっきの211トンで211万円ということにはなりませんけど、若干その時で価格が変わっておりますので、ぴったりの数字ではございませんが、現状は1万円程度と、これもそれぞれのクレジットのところによって値段が決まっている訳では無く、うちは1万円を取引をさせていただいておりますけれども、そういった中で進めておりますので、そんなものすごい金額にはもちろんなる訳ではありませんが、それでもほっておけばそれだけなので、少しでも認証をいただいて、その分が入ってくればその分のお金でまた次のことをやっていけるのでということで活用しない手はないかなというところで進めたいというところであります今後の事は担当からお伝えします。

○ 議長 林業専門監。

(林業専門監 河方勇一郎君)

○ 林業専門監 すいません、では今後のクレジットの取り組みの目安について話をさせていただきますが、正直な話まだ、試算段階までいってないものですから、具体的な数字というのは本当に概算、おおよそという話になりますのでよろしくお願ひします。Jクレジットの事務局ホームページで出ているんですけど、大体1ヘクタール当たり5トンほどになるというのが目安になっております。先程言われました通り1990年以降に森林整備されたところが対象となりますので、今のおよそ下調べをしておりますと、100ヘクタールほどは確保できるのではないかと分かっております。そうすると500トンという形になりますが、ただ今後ですな間伐等した場合は、一旦切ってしまうものですから、その切った分だけ減らすということもあるので、500トンがそのまま取得できるかどうかはまた別問題ということになります。先程町長からお話がありましたが、単価におきましては、やはり取引相手によっても変わってくる特に町有林、先程言われました通り1本1万円が目安になっておりますが、これはどちらかというと高い単価ということになっておりますので、またこちら辺も調べながら取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。6番

○ 6番 はい、Jクレジットですが、どんどん取り組みは増えていまして、バイオ炭といい、炭を固定された炭素と考えて取引をして、それを農地にすき込んで作った野菜をクルベジと言って付加価値をつけて売り、またその出たバイオ炭もカーボンセットで、それは大体1トン2,000円ぐらいという話でしたが、そうやってまた、先ほど間伐した部分は減ると言われたんですけど、その間伐も、もしバイオ炭にできるのであればそこでまたカーボンオフセットというか、カーボンが生まれるという取り組みもできますので、今後も調査研究して、最大限に生かしていただきたいと思ひます。

では、次の質問いきます。山林の活用については、前細江町長にも質問させていただきましたが、近隣の町村でも森林環境税を使った、登山道整備や情報発信により、多くの登山客を呼ぶことに成功しています。本町でも登山道整備への環境森林税の活用はどのように考えておりますか、答弁をお願いします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

○ 町 長 はい、地域資源を生かす中でのその山林資源である、トレッキング、またはウォーキングのための登山道整備ということでございますけれども、現在各地に様々なコースは設定されており登山道も含まれてはいますが、中には本当に私有地を通過する場所ですとか、荒れているといった箇所もありますので、これから歩道の補修や、景色のいい所のベンチの設置ですとか、案内看板が必要かどうかとかそういったところについての整備を含めた全体の計画をもう一度作りたいと考えております。計画で必要となります施設については、森林環境税の方で森林空間活用促進事業という補助事業がございますのでそちらを使ったり、その補助の対象とならない部分については森林環境譲与税の方も検討させていただいて使っていきたいと思います。せっかく町内にもたくさんの大自然のこういう所がありますので、そういったところの整理をしながら、そんなにお客さんが来ても儲かる訳ではないかもしれませんが、それでもそういった事を使いながら町民の方にも使っていただいて健康増進を図りながら整備をしていきたいと考えていますよろしく願いいたします。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。6番

○ 6 番 森林環境税を使って整理をするという事で、本当に川辺町は、岐阜のグランドキャニオンと言ってですね、あの一過性で終わるかなと思ったら、相変わらず人が来てですね、Y o u T u b eでもどんどん上がってますし、山の専門誌とか、山のサイト以外の場所でも見かけるようになっており、非常に影響力が大きいなと思います。特にうちの町のような、とんがった環境資源がない町はですね、そういったものでどんどん観光資源として使っていくっていうのは非常にいいことだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思うんですけども、まだちょっと今後の計画を聞くのは、早いかもしれませんが現状で来年度予算において計画があれば教えていただきたいのと、その際の登山道作りというか、登山口からは山頂までの、ある意味世界を作るっていうんですかね、やっぱり登山客目線でこういうのがあるといいとか、これがいいっていうのがあるので、これはやっぱり登山をしてる方じゃないとわからないところがあって、そういった意味で事業を行う際には町内外含めてそういった方々の、意見を集めながらやるとすごくいいものができるんじゃないかなと思ってますのでその

点の検討について伺いたいと思います。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

○ 町 長 ありがとうございます。まだ、タイムスケジュール的なものは、今は考えておりませんが、早いところまず計画を作ってからしか実施できないものですから、まずそのところをしたいです。計画をつくる為に調査をしていかないかんのですが、町内のトレッキングクラブなどのご意見を伺いながら進めていきたいですけれども、ちょっと心配しているのは、先程私有地を通る道路があるという話をしましたが、私有地ですので勝手に整備する訳にはいかず、承諾という話が出てくると思う。その承諾について、連絡が取れる方はいいのですが、中にちょっと相続されないような土地が実際通っているような所もあるような話を聞いておまして、そういったところをどうするかという事が、難しい所がひょっとするとあるのかなと、全部のコースを所有者まで調べている訳じゃないので分かりませんが、おそらくそういう所があろうかなと思います。そこを迂回して作っていけるのかどうかということもおそらく検討しないかんですし、実際にその整備をするまでには、ちょっと時間はかかるのかなという気もします。ですのでそういったことも視野に入れながら計画は早めに着手しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。6番

○ 6 番 はい、ありがとうございます。本当に登山、僕も好きなんですけれども、ぜひ活用していただきたいと思います。登山道を迂回するという話がありましたが、もし整備をしなければそのまま残していいということであれば、登山道も全部が全部きっちりやらなければいけない事もないので、そういった場所は今までの登山道を利用する事ができるのであれば、有効に使っていただきたいと思っておりますし、そこら辺の調査も含めて、白川のもう一つ魅力を作るという形で進めていただきたいなと思います。では次の質問いきます。現在、ピアチェーレ上流部では有志によるボルダリングエリアがオープンし、延べ3,500人を超える利用者がいます。岩を利用するこのアクティビティは施設を伴い、建築費や維持費が多く発生する観光施設と違い、そういった費用がほとんどかからず、費用対効果は非常に高いものがあります。また、6次総施策でもある観光の振興、自然と資源のブランド化や関係人口の創出に大きく寄与するものだと考えます。今後山林での展開を予定していますが民有林はもちろん町有林でも魅力的な岩があります。今回は具体的なボルダリングという例を出しましたけれども他にもこういった山林を活用した取り組みに対して町民や林道の利用について、町の姿勢をお聞きします。

- 議 長 質問は終わりました。答弁を求めます。町長。
(町長 佐伯正貴君)
- 町 長 はい例の中で、ボルダリングのお話をされたので、ちょっとボルダリングを話していきたいと思えますけれども、山林資源の活用という面からはそういった活用は有りと考えております。ただ、ご質問の町有林の活用についてですけれども、本来の目的は木材生産ですので、その支障にならない事は当たり前の事ですけれども、あと安全に活動されることですね。それから、緊急時の対応が可能なような団体であるかというようなことは、条件に必要なかと思えます。具体的なこういった条件が必要ってことはまだはっきりしていませんので、そういった条件はある程度作っていく必要があるかなと思えますけれども、初めから一切使わせないという事ではないのでご理解いただければと思えます。また、林道についてですけれども、特にこちらもちろん林業目的ということで開設された道路ということですが、通常一般車両も通っておりますし、そういった事では可能かなと思えますけれども、ただその道路で1ヶ所例えば占有したりとかですね、ちょっと物を置かれたりとかいうことで、本来の道路ではない部分ができたりとかいうことがある場合は、手続きも必要でございますし、特に林道は全ての林道が普段ずっと車が通っている訳ではないので、ひよっとすると行かれると落石があったりとか、途中通れない所があったりとかいう事もあろうかと思えますので、その点は全て完璧に整備している町道とは少し違いますので、ご容赦いただきたいかなと思えます。また今、町有林、林道の話をしましたけど、林道入ってきますと、作業道みたいなものもあって、多分作業道入っていかれる所に、例えばその目的のものがあるという所もあろうかと思えますけれども、作業道については、林道と違まして、土地の所有者ですとか、その設置した方が管理されていますので、そちらの方に許可が必要になろうかと思えます。実際に具体的にやれる事案があったら、担当の方までご相談いただければと思えますし、特にボルダリングのような活用があろうかと思えますけれども、ボルダリングについても、一生懸命やっているもので、町のボルダリングのNPOを作られたり、体育協会の中に入るものかどうかも分かりませんが、そういうところに入って活動されたりすると、町としても、許可をしたり連絡を取ったりするのがやりやすいかなと思えますので、そういった事も検討していただけるといいかなという事で、すいません質問の内容と違いますが、よろしくお願いたいと思えます。
- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。6番
- 6 番 はい、すいません山林資源の活用は大事だと思いますし、他市町村だと、道の駅に併設した森の中にフォレストアドベンチャーをつくり、協力隊を雇い行

政がそういう事をやっている所もあります。やはり、木材というものは切り出して売らないとお金になりませんが、そこに人を呼んで、そこを活用して楽しんでもらう関係人口も生まれますし、そこでいろんな交流があり当然、買い物したりとかですね、いろんないい面があると思います。当然こちらのいろいろな団体のちゃんとした所ですね、そこは、しっかりこちらも整備していかなければならないと思いますけれども、町民からの融資の活動とかですね、新しい取り組みに対して、そういった理解を示した上で共に盛り上げていくのがすごくいいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。これで質問を終わります。

- 議 長 6番の佐伯好典君の質問を終わります。
- 議 長 以上で、一般質問を終わります。
- 議 長 ここで、午後2時50分まで休憩します。(午後2時37分)
- 議 長 再開します。(午後2時50分)
- 副 議 長 ただいま議長 藤井宏之君から議長の辞職願が提出されました。お諮りします。この際「議長の辞職について」を日程に追加することにご異ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 副 議 長 ご異議なしと認めます。よって「議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第1とすることに決定しました。
◇追加日程第1 議長の辞職について
- 副 議 長 追加日程第1「議長の辞職について」を議題とします。
- 副 議 長 藤井宏之君の除斥を求めます。
(藤井宏之君 除斥)
- 副 議 長 お諮りします。藤井宏之君の「議長の辞職」を許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 副 議 長 ご異議なしと認めます。よって、藤井宏之君の「議長の辞職」を許可することに決しました。藤井宏之君の出席を求めます。
- 副 議 長 暫時休憩します。(午後2時51分)
(藤井宏之君 入場)
- 副 議 長 再開します。(午後2時51分)
- 副 議 長 先に提出されました藤井宏之君の「議長の辞職」は、許可されました。ただいま議長が欠員となりました。
- 副 議 長 お諮りします。この際「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- 副 議 長 ご異議なしと認めます。よって「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに決定しました。
- 副 議 長 暫時休憩します。（午後2時52分）
 (事務局職員 選挙の準備をし、選挙結果票を配付)
- 副 議 長 再開します。（午後2時53分）
 ◇追加日程第2 議長の選挙
- 副 議 長 追加日程第2「議長の選挙」を行います。
 議長の選挙は、投票により、これを行います。
- 副 議 長 ただいまから選挙を行います。
 議場の閉鎖を命じます。
 (議場 閉鎖)
- 副 議 長 ただいまの出席議員は、全員であります。
 次に、立会人を指名します。白川町議会会議規則第32条第2項の規定によつて立会人に、2番 杉山哉史君、3番 伊佐治優君を指名します。
- 副 議 長 事務局職員をして、投票用紙を配付させます。
 (事務局職員 投票用紙配付)
- 副 議 長 投票用紙の配付漏れは、ありませんか。
 (「なし」の声あり)
- 副 議 長 配付漏れなしと認めます。
 投票箱を改めさせます。
 (事務局職員 投票箱を開き、中を全員に見せ、確認を得た後施錠し、中央演壇に置く)
- 副 議 長 異常なしと認めます。
 念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。事務局長の点呼により、投票記載所において被選挙人の氏名を記載の上、順次投票をお願いします。
- 副 議 長 投票を開始します。
 点呼を命じます。
 (議会事務局長 安江宏行君)
- 議会事務局長 2番 杉山哉史君、3番 伊佐治優君、4番 三戸勝徳君、5番 田口守也君、6番 佐伯好典君、7番 梅田みつよ君、8番 今井昌平君、9番 藤井宏之君、1番 渡邊昌俊君。
- 副 議 長 投票漏れは、ありませんか。
 (「なし」の声あり)
- 副 議 長 投票漏れなしと認めます。
 投票を終わります。議場の開鎖を命じます。

(議場 開鎖)

○ 副 議 長 ただいまから開票いたします。

杉山哉史君、伊佐治優君、開票の立ち会いを求めます。

(開票)

○ 副 議 長 開票が終わりました。選挙の結果を、事務局長をして報告させます。

(議会事務局長 安江宏行君)

○ 議会事務局長 議長選挙の開票結果を報告いたします。

投票総数9票。有効投票9票。無効投票0票。法定得票数3票。

選挙の結果、藤井宏之君 9票、したがいまして当選人には、藤井宏之君と決しました。

○ 副 議 長 ただいまの報告のとおり、藤井宏之君が議長に当選しました。只今の選挙によって議長に当選された藤井宏之君に白川町議会会議規則第33条第2項の規定により当選を告知し、議長席に着任されるようお願いいたします。なお、可茂衛生施設利用組合、可茂公設地方卸売市場組合、可茂消防事務組合、以上3組合の議会の議員は、それぞれの組合規約により議長がこれに当たることになっていきますのでご承知のほどお願い申し上げます。

○ 副 議 長 ただ今、新議長の藤井宏之君から発言の許可を求められましたので、これを許可します。

新議長 藤井宏之君。

(新議長 藤井宏之君 挨拶)

○ 議 長 ただいま、選挙におきまして、全員の方のということで私をふたたび議長として選んでいただきまして本当にありがとうございました。2年目の議長としてまた佐伯新町長を支えながら、白川町の名に恥じないように、また誠意努力させていただき所存でございますので、また皆様方のまた、執行部の皆さん方からも、ご指導いただきながら進めて参りたいと思っておりますのでどうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。(拍手あり)

○ 議 長 ただ今、副議長渡邊昌俊くんから、副議長辞職願が提出されました。

お諮りします。この際「副議長の辞職について」を日程に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって「副議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第3とすることに決定しました。

◇追加日程第3 副議長の辞職について

○ 議 長 追加日程第3「副議長の辞職について」を議題とします。

○ 議 長 渡邊昌俊君の除斥を求めます。

(渡邊昌俊君 除斥)

○ 議 長 お諮りします。渡邊昌俊君の「副議長の辞職」を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、渡邊昌俊君の「副議長の辞職」を許可することに決しました。渡邊昌俊君の出席を求めます。

○ 議 長 暫時休憩します。(午後3時00分)

(渡邊昌俊君 入場)

○ 議 長 再開します。(午後3時01分)

○ 議 長 先に提出されました渡邊昌俊君の「副議長の辞職」は、許可されました。ただいま議長が欠員となりました。

○ 議 長 お諮りします。この際「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定しました。

○ 議 長 暫時休憩します。(午後3時02分)

(事務局職員 選挙の準備をし、選挙結果票を配付)

○ 議 長 再開します。(午後3時02分)

◇追加日程第4 副議長の選挙

○ 議 長 追加日程第4「副議長の選挙」を行います。

副議長の選挙は、投票により、これを行います。

○ 議 長 ただいまから選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場 閉鎖)

○ 議 長 ただいまの出席議員は、全員であります。

次に、立会人を指名します。白川町議会会議規則第32条第2項の規定によって立会人に、4番 三戸勝徳君、5番 田口守也君を指名します。

○ 議 長 事務局職員をして、投票用紙を配付させます。

(事務局職員 投票用紙配付)

○ 議 長 投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○ 議 長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(事務局職員 投票箱を開き、中を全員に見せ、確認を得た後施錠し、中央演壇

に置く)

- 議 長 異常なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。事務局長の点呼により、投票記載所において被選挙人の氏名を記載の上、順次投票をお願いします。
- 議 長 投票を開始します。
点呼を命じます。
(議会事務局長 安江宏行君)
- 議会事務局長 2番 杉山哉史君、3番 伊佐治優君、4番 三戸勝徳君、5番 田口守也君、6番 佐伯好典君、7番 梅田みつよ君、8番 今井昌平君、1番 渡邊昌俊君、9番 藤井宏之君
- 議 長 投票漏れは、ありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議 長 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。議場の開鎖を命じます。
(議場 開鎖)
- 議 長 ただいまから開票いたします。
三戸勝徳君、田口守也君、開票の立ち会いを求めます。
(開票)
- 議 長 開票が終わりました。選挙の結果を、事務局長をして報告させます。
(議会事務局長 安江宏行君)
- 議会事務局長 それでは副議長選挙の開票結果を報告いたします。
投票総数9票。有効投票9票。無効投票0票。法定得票数3票であります。
選挙の結果になります。渡邊昌俊君 9票、したがって当選人には、渡邊昌俊君と決しました。
- 議 長 ただいまの報告のとおりであります。よって、渡邊昌俊君が副議長に当選されました。
ただいまの選挙によって副議長に当選された渡邊昌俊君に、白川町議会会議規則第33条第2項の規定により副議長の当選を告知します。
- 議 長 ただ今、新副議長の渡邊昌俊君から発言の許可を求められましたので、これを許可します。
(新副議長 渡邊昌俊君 挨拶)
- 副 議 長 ただ副部長ということで、ご指名いただきました。議長を支え議会運営に努めさせていただきます。皆様のご協力よろしく申し上げます。(拍手あり)
- 議 長 再開後は常任委員の選任と、委員会の構成に入ります。執行部の職員は、町長、教育長、参事を除いて退席していただくことにします。なお、委員会構成等が終

了しましたら連絡しますので、出席をお願い致します。

○ 議 長 暫時休憩します。(午後3時10分)

○ 議 長 再開します。(午後3時15分)

◇日程第3 常任委員の選任

○ 議 長 日程第3「常任委員の選任」を議題とします。

総務常任委員会、予算決算審査常任委員会の委員の選任については、9人全員の議員を指名し、ただちに委員長、副委員長の選任を行います。

○ 議 長 常任委員長並びに副委員長は、白川町議会委員会条例第8条第2項の規定により、それぞれの委員会において互選することになっております。よって、委員会開催のため、暫時休憩します。(午後3時15分)

○ 議 長 会議室は第1会議室を指定しますので、それぞれご協議をお願いします。
(この間 委員長、副委員長互選のための各委員会開催)

○ 議 長 再開します。引き続き会議を行います。(午後3時32分)

○ 議 長 ただ今各常任委員会において選任されました委員長、副委員長を事務局長をして報告させます。

(議会事務局長 安江宏行君)

○ 議会事務局長 常任委員長、副委員長を報告させていただきます。

総務常任委員会委員長に、三戸勝徳君、同副委員長に、佐伯好典君、予算決算審査常任委員会委員長に、田口守也君、同副委員長に、杉山哉史君と決定いたしました、以上です。

◇日程第4 議会運営委員の選任

○ 議 長 日程第4「議会運営委員の選任」を議題とします。

○ 議 長 暫時休憩します。(午後3時35分)

○ 議 長 議会運営委員の選任については、議長において推薦委員を指名することにした
いと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議がないようですので、推薦委員を指名します。

渡邊昌俊君、三戸勝徳君、田口守也君を指名します。

○ 議 長 推薦委員の方は、別室において議会運営委員を選考してください。

(委員 別室で議会運営委員を選考)

○ 議 長 再開します。引き続き会議を行います。(午後3時40分)

○ 議 長 議会運営委員を、事務局長をして報告させます。

(議会事務局長 安江宏行君)

○ 議会事務局長 はい、議会運営委員を報告させていただきます。渡邊昌俊君、三戸勝徳君、田口守也君、今井昌平君、以上4名です。

- 議長 お諮りします。議会運営委員については、白川町議会委員会条例第7条第2項の規定により、ただ今の報告のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、ただ今報告しましたとおり、議会運営委員に指名します。
- 委員長並びに副委員長は、白川町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。よって、委員会開催のため、暫時休憩します。(午後3時40分)
- 議長 会議室は第1会議室を指定しますので、それぞれご協議をお願いします。
- (この間 委員長、副委員長互選のための各委員会開催)
- 議長 再開します。引き続き会議を行います。(午後3時47分)
- 議長 ただ今議会運営委員会において選任されました委員長、副委員長を事務局長をして報告させます。
- (議会事務局長 安江宏行君)
- 議会事務局長 はい、議会運営委員長及び副委員長を報告させていただきます。議会運営委員長には今井昌平君、同副委員長には田口守也君に決定しました。以上です。
- ◇日程第5 議会広報編集委員の選任
- 議長 日程第5「議会広報編集委員の選任」を議題とします。
- 議会広報編集委員の選任については、議長において推薦委員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議ないようですので、推薦委員を指名します。
- 渡邊昌俊君、佐伯好典君、杉山哉史君を指名します。
- 議長 推薦委員の方は、別室において議会広報編集委員を選考してください。
- 暫時休憩します。(午後3時47分)
- (推薦委員 別室で議会広報編集委員を選考)
- 議長 再開します。引き続き会議を行います。(午後3時51分)
- 議長 議会広報編集委員を、事務局長をして報告させます。
- (議会事務局長 安江宏行君)
- 議会事務局長 議会広報編集委員の報告をさせていただきます。委員には渡邊昌俊君、佐伯好典君、杉山哉史君、梅田みつよ君、以上です。
- 議長 お諮りします。議会広報編集委員については、白川町議会広報発行に関する規則第3条第2項の規定により、ただ今のとおりに指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 ご異議なしと認めます。よって、ただ今報告しましたとおり、議会広報編集委員に指名します。

委員長並びに副委員長は、白川町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。よって、委員会開催のため、暫時休憩します。(午後3時52分)

- 議長 会議室は第1会議室を指定しますので、それぞれご協議をお願いします。

(この間 委員長、副委員長互選のための各委員会開催)

- 議長 再開します。引き続き会議を行います。(午後4時00分)

- 議長 ただ議会広報編集委員会において選任されました委員長、副委員長を事務局長をして報告させます。

(議会事務局長 安江宏行君)

- 議会事務局長 はい、議会広報編集委員会 委員長及び副委員長を報告させていただきます。議会広報編集委員長には梅田みつよ君、副委員長には佐伯好典君、以上であります。

- 議長 休憩します。(午後4時00分)

- 議長 再開します。(午後4時03分)

◇日程第6 閉会中における総務常任委員会の継続調査について

- 議長 日程第6「閉会中における総務常任委員会の継続調査について」を議題とします。

総務常任委員長から所管事務のうち、白川町議会会議規則第75条の規程によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中における継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 ご異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決しました。

◇日程第7 閉会中における運営委員会の継続調査について

- 議長 日程第7「閉会中における運営会の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長から所管事務のうち、白川町議会会議規則第75条の規程によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中における継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とするこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決しました。

○ 議 長 以上をもって、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

お諮りします。今期定例会は、本日をもって閉会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって本定例会は、本日をもって閉会とします。

○ 議 長 ここで、町長から発言の許可を求められていますので、これを許します。

(町長 佐伯正貴君 登壇)

○ 町 長 大変長丁場の9月の定例会になりましたが、ご苦労さまでございました。私、町長として初めての議会という事で、今まで職員として、また副町長として、議会には出ておりましたけれども、町長として出ますと、やっぱりかなり重みが違うなど自分の中では感じております。また一般質問の中では皆さんから端々にお祝いの言葉や激励の言葉をいただきまして、ありがとうございます。肝に入れて引き締めてやっていきたいと思っております。また、今年の災害はあまり起こらず、ここまで推移をしてきておりますけれども、まだまだ台風が発生するやもしれませんし、コロナについても、毎日発生している状況でございます。昨年と思いますと、今年の秋はかなりいろんな行事が復活してきておりまして、各総会でありますとか、それぞれの行事、東京への出張をもかなり復活しておりまして10月の自分の行事の予定を見ておりましたらほぼ休みがない状況になっておりまして、去年とはかなり違うなど思っております。こういった中でコロナに注意をしながら、いろんなことが復活をしてくるのかなと思っておりますけれども、そんな中でもコロナが無くなった訳ではありませんので皆様お気をつけいただいて活動をいただければと思います。なかなか、本当は秋の映える時期ですが、今年の秋はずっと天気が悪く今日も降りそうな空ではありますけれども秋作業もかなり遅れておると聞いております。このまま、もみから芽が出なければいいなど思っておりますが、皆さん気を病んで農作業をやっておられる事だと思っておりますけれども、一番私達ではどうしようもならないのはこの気候でございますので、これもコロナと同様に対応しながらやっていく必要があるかなと思っております。今定例会でお認めいただきました諸議案、補正予算につきましては、職員一同、迅速に確実に処理をして参りますのでよろしくお願いをいたします。大変まだまだ気候もこんな状況ですので皆様も体調にはくれぐれもご自愛をいただきながら活動いただければと思います。また、東京の要望もございまして、またご一緒にいた

できればと思いますよろしくお願いたします長い議会でしたが、ありがとうございました。簡単でございますけれども私の挨拶といたします。ご苦労さまでした。

- 議長 ありがとうございました。これをもちまして、令和4年度白川町議会第3回定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

(午後4時07分 了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

議員

議員